

第 2 回 定 例 会
令和 2 年 6 月 17 日
(第 4 日 目)

6月17日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 正野 卓矢君 | 2番 | 弓削 洋平君 |
| 3番 | 永田 清裕君 | 4番 | 奥 晃郎君 |
| 5番 | 荒田 幸司君 | 6番 | 崎田 信正君 |
| 7番 | 安田 壮平君 | 8番 | 橋口 耕太郎君 |
| 9番 | 栄 ヤスエ君 | 10番 | 大迫 勝史君 |
| 11番 | 松山 さおり君 | 12番 | 林山 克巳君 |
| 13番 | 西 公郎君 | 14番 | 関 誠之君 |
| 15番 | 奥 輝人君 | 16番 | 川口 幸義君 |
| 17番 | 伊東 隆吉君 | 19番 | 与 勝広君 |
| 20番 | 竹山 耕平君 | 22番 | 多田 義一君 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 18番 | 元野 景一君 | 21番 | 橋口 和仁君 |
|-----|--------|-----|--------|

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|----------------|---------|------------|--------|
| 市長 | 朝山 育君 | 副市長 | 東 美佐夫君 |
| 教育長 | 要田 憲雄君 | 住用総合支所事務所長 | 弓削 洋一君 |
| 笠利総合支所事務所長 | 濱田 洋一郎君 | 総務部長 | 三原 裕樹君 |
| 総務課長 | 平田 宏尚君 | 企画調整課長 | 國分 正大君 |
| 地域総務課長 (笠利) | 正本 英紀君 | 市民部長 | 満永 亮一君 |
| 環境対策課長 | 平田 博行君 | 保健福祉部長 | 山下 能久君 |
| 福祉事務所長 | 永田 孝一君 | 福祉政策課長 | 寿山 一昭君 |
| 健康増進課課長補佐 | 當田 加奈子君 | 健康増進課主幹 | 郷田 早苗君 |
| 高齢者福祉課長 | 川畑 博行君 | 商工観光部長 | 武下 義広君 |
| 商工情報課長 | 向井 渉君 | 紹観光課長 | 島袋 修君 |
| 農林水産部長 | 栄 広久君 | 農林水産課長 | 石神 康郎君 |

6月17日(4日目)

農林水産課長 坂元 久幸君 建設部長 保浦 正博君
(笠利) 土木課長 平山 光二君 教育部長 福長 敏文君
学校教育課長 末吉 正承君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 重信 竜昇君
主幹兼議事係長 伊集院 正君 議事係主任 堀 健太郎君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含め60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願ひいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうや、うがみんしようら。おはようございます。私は自由民主党会派の奥 輝人です。3日目の最終日の1番目に当たります。あらかじめ通告しています一般質問を行います。

その前に、少々所見を述べたいと思います。まず、新年度より新部課長に進級しました職員の皆さん、誠におめでとうございます。これまで培ってきたその経験と、その知能をいかんなく發揮されて、奄美市の更なる活性化に尽力し、頑張っていただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルスの影響は未曾有の出来事であり、これまで経験したことのない、いわば一期極まりのない衝撃となりました。コロナ感染防止、予防のために各種イベント等の中止、延期、規模縮小、そして不要不急の島内島外への外出の自粛など、生活様式の様変わりに閉塞感や倦怠感を感じ、コロナストレスが発生している状況であります。また、日本の経済の低迷、奄美の経済の低迷、そして消費の低迷に活力の低迷など、まだまだ先の見えない、見通せない現実と、第2波、第3波にこれからも立ち向かっていかなければならない、これからが正念場であると思います。新型コロナウイルスの見えない敵と日々共存しながら、事態の早期の解決に、そして早期の終息に期待をし、1日でも早く、元の奄美に、そして活力ある奄美になってもらいたいものであります。

では、一般質問に入ります。

1、新型コロナ対応について。

（1）農水産業への対応について、①畜産、花卉農家への対応についてであります。まず、畜産関連について、奄美での畜産では生産牛をはじめ、島豚、養鶏などが主な経営であります。その中で、生産牛についてでありますが、本年の子牛のせり市の状況について、既に3回のせりが開催されております。1月セリ、3月セリ、5月セリであります。1月セリについては、前年度までとはほとんど変わらない相場でしたが、3月セリと5月セリにコロナの影響がもろに出ておりであります。3月セリでは、大島地区の市場や笠利市場において、1月セリ平均で約7万円ほどの減少、更に、5月セリにおいては3月セリより約11万円の減少となっています。1月セリと比較すると、合計で約18万円ほどの減少幅となっているであります。その背景には、国民による和牛肉の消費の低迷や海外への輸出の減少などが影響していると考えられます。このような事態において生産農家への対応について、奄美市の対応と国の対応について伺います。

あの質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速奥議員にお答えさせていただきます。

新型コロナにおける畜産農家への対応についてでございます。議員がお話になりましたとおり、新型コロナの感染拡大で、インバウンド需要の低迷、外食産業での和牛消費が冷え込む中で、全国的に子牛価格の下落傾向が続いております。笠利市場におきましても同様に、3月、5月の子牛の平均売却価格が大幅に下落しているところでございます。そのことについては、今、議員がお話になったとおりであります。この件につきましては、新型コロナの影響で大型連休に消費が伸びなかつたこと、また、訪日外国人旅行者が減少したこと、外食産業での消費が減少していること、また、購買者が来島を自粛し、通常より購買者数が少なかったことなどが要因であると認識いたしております。

このような状況の中、新型コロナの影響により、令和2年1月以降、ひと月の売上が前年同月比で50パーセント以上減少している農家、法人につきましては、御案内のとおり個人で最大100万円、法人で最大200万円給付される国の持続化給付金による支援があります。また、国の持続化給付金の対象とならない、売上が20パーセント以上、50パーセント未満減少している農家、法人につきましても、本市独自の事業者支援給付金により、事業の継続を支援してまいりたいと考えているところであります。

また、国の2次補正予算において、省力化機械の導入など、生産・販売方式の転換に必要な経費を、最大150万円まで補助する「経営継続補助金」や、肉用子牛の全国平均価格が60万円を下回った場合、子牛の疾病防止などに取り組む農家に対して、子牛販売頭数に応じた奨励金を交付する「肉用子牛生産の奨励金」などがありますので、このような国の補助金を有効に活用し、農家の経営安定につきまして周知を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、後段の花卉の部分については、担当部長より答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

15番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。今、市長からも言われたようにですね、一応、コロナの影響というのは、やっぱりすごいなという感じがしております。一応、5月せりにおいてはですね、市長から話されたように、購買者がですよ、今まで17・8名ぐらい来ていた購買者が、5名ほど今回は辞退していると。その理由に、やはり購買者というのは肥育農家でありますので、肥育農家もやはり枝肉は売れないと、そういった懸念から、一応今回の5月せりは購買者が減少しているのも、この影響が即に出ていると感じたところであります。今後、今年中に7月せりと9月せり、11月せりと3回ありますので、その相場がですね、去年同様のそといった相場に立ち戻れるのか、まだそれ、未知数で分かりませんので、肥育農家のこういった模索をしながら、肥育農家がどのような対策をしていくのかが、一番の鍵だと思っておりますので、自分たち生産農家、子牛農家はですね、やはりそれをちょっと視野に入れながらですね、見ながら、注視をしながらですね、やっぱり取り組んでいかなければいけないのかなという思いがしております。

それとですね、一応、先ほど市長からもあったようにですね、奄美市の事業所支援給付金並びに国の持続化給付金についても、一応、私の方で、一応シミュレーションなどをしたところがありました。一応、奄美市の支援給付金についてはですね、第2弾で奄美市が出たその日からですね、私も個人的にシミュレーションした結果ですね、その5月の去年の同月の5月のせりで4頭出していまして、また、今回も4頭出していましたので、その平均ですね、約18万円ぐらいがやっぱりマイナスになっていました。その月だけの減少率を見ますとですね、約27パーセントという減少幅がありました。奄美市の場合は20パーセント以上、50パーセント未満でありますので、それに該当できるのかなという思いで、一応シミュレーションしたところがありましたけれど、その後においてですよ、新しい情報がありまして、その計算方法がありまして、各月々の計算方法で、各月々の一番低い収入の減少があった月をみなされるということありましたので、情報によると、やはり奄美市の支援給付金が対象になるのではなくて、国の持続化給付金が対象になる、その可能性があるということで、今、その申請手

続を、今市の職員ともども、行っているところあります。そういうた関連もありますけど、やはり牛農家がこうやって、今後の動向も分からぬ状況の中ですね、国のですけれど、持続化給付金が一応支給できるような、そういうた体制が、本当、望ましいのかなと思っております。そこ辺りですね、国の持続化給付金ですね、それが本当に適用されていく可能性が本当に高いのか、そこ辺りをちょっと伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君）　国の持続化給付金の対象になるかという御質問だと思いますが、市の給付金の場合は、20パーセントから50パーセント未満ということになっていますので、それ以外の方は国の方に申請をしていただくと。申請していただいて、その中で認められた場合には市の給付金の対象にはならないということで対応しておりますので、それぞれまた人の条件によって変わりますので、農林水産部のほうに相談していただければというふうに思っております。

15番（奥 輝人君）　分かりました。とりあえず、今、国の持続化給付金についてはですね、昨日から、月曜日からですね、一応、奄美文化センターのほうですね、申請受付が開始されています。しかし、それをするには、やっぱり予約が必要ということで、予約制がありましたので、その予約をしてからの申請ということになりますので、そのほうに、一応また相談に行きたいと、私のほうで相談に行きたいと思っておりますので、その後の対応についても、また、皆さんにまた情報をですね、お知らせしていきたいと思います。やはり、畜産農家が、やっぱり今後こうやって経営していくためにも、こういった事業支援金があることによってですよ、やっぱり今後の経営に弾みがつくと思いますので、そこ辺りを確認していきたいと思います。

それではですね、国は2次補正として農業者へのですね、最大150万円の支援を第2次補正で、一応決定されると思います。会期週末で2次補正が確定されると思いますけど、そこに向けてですけど、一応、冒頭市長のほうからも、いろいろそういった内容等が説明されていましたけど、牛農家だけではなくてですね、やはり、この内容が販路を断たれている農家向け、そして新たな補助金、そして最新の機械を導入できるという項目まで謳われております。そこ辺りを考えてみればですね、やはり、他のですね、野菜農家や果樹農家とともに、やはりその対象になると思います。一番のキーポイントが販路を拡大する農家ということでありますので、やっぱり奄美市でも果樹においてでも共販とか、個販とか、結構ありますので、そこ辺りの農家も、やっぱり対象になっていただきたいなという思いがしておりますので、そこ辺り、第2次補正の150万円までの支援について、今後の取組ですけど、農家への周知とか、どのようにされるのかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君）　国のその150万円の補助事業ですが、広報紙とかですね、あとホームページ、そしてあと農協等も通じまして広報を図っていきたいというふうに考えております。

15番（奥 輝人君）　はい、分かりました。とりあえず、そういうた農家向けの有利な支援がありますので、そこ辺りを農家に徹底して周知させる方法で、一応取り組んでもらいたいなと思います。

次にですね、花卉農家の件でありますけど、再質になりますけど、花卉農家への対応についてもコロナの影響ですね、かなりの収入が減少しているところであります。3月と4月にかけてですけど、その当時は、やっぱり卒業式とか入学式、更には冠婚葬祭など、いろいろなそういうたイベント、行事等がありましたけど、やはりその花の需要が鈍ったということもありました。そういうた関係ですね、この花卉農家に対する、そういうた支援について、奄美市の支援事業も適用されるのか、そういうた国の持続化になるのか、そこ辺り、相談を受けてると思いますので、そこ辺りの相談の内容など、どのようになっているのかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、まず花卉農家全体についてお答えします。花卉農家につきましても、新型コロナの影響で送別会、歓迎会、結婚式、各種イベントなどの自粛や縮小による需要の減少に伴い、卸売価格が下落しているところでございます。このような中、市役所、奄美群島広域事務組合、大島支庁の職員で名瀬青果食品協同組合を通じて市内の花屋より花卉を購入し、報道等でも御承知のとおり、159点36万円の協力により消費拡大を図っているところでございます。

また、新型コロナの影響で売上が減少した花卉農家につきましても、先ほど答弁しました持続化給付金や奄美市事業所支援給付金による支援がございますので、周知を図っているところでございます。併せて、次期作物において生産・流通コストの削減や品質向上、そして土づくりや排水対策など、前向きに取り組む野菜・花卉・果樹農家に対して10アール当たり5万5,000円、施設花卉につきましては、花につきましては80万円、そして施設果樹は25万円を交付する「高収益作物次期作支援交付金」もございます。こちらを活用して農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

それと、先ほどおっしゃいました花卉農家の方なんですが、単価は下がっているんですが、出荷量が増えているので、なかなか最初の事業の対象には難しいというお話をでした。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、花卉農家の現状も示されておりますので、やはり経営が安定できるような対策を、やっぱり取り組んでいただきたいと思います。特に、花卉の中でもですね、この3月、4月において、今、節田地区のほうでドラセナという、そういった観葉植物をやっている農家がいまして、3月と4月に、一応静岡のほうに個人販売しているんですけど、その苗を送る予定だったけど、もう先方からですね、今、ストップしてほしいということで、ストップがかかったという状況で、いつ再開できるのか分からぬということで、今も再開のめどが立っていないという観葉植物を養っている農家もいますので、そこら辺りも、自分も国の持続化給付金も当てはまる可能性もありますので、一応相談したほうがいいですよという話はしていますので、そういった相談内容については丁寧にですね、しっかりと対応していただきたいと思います。

次にですね、②番の野菜・果樹農家への対応についてであります。これも一連のコロナ対策でありますけれど、一応、野菜や果樹農家も少なからずの影響が出ていると思います。今までのですね、島内での中央市場での相場の影響はどのようにあるのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、名瀬中央青果株式会社における野菜・果樹の状況につきましてお答えします。

はじめに、野菜の令和2年1月から4月までの状況は、出荷量が少なかったことに伴い、取引価格は減少しております。1キロ当たりの単価は251円で、昨年より約25パーセント上昇しております。次に、果樹につきましては、出荷量は少なかったのですが、取引金額は昨年同等となっており、1キログラム当たりの単価は460円で、昨年より約25パーセント上昇しております。このようなことから、新型コロナのまん延に伴う、地元青果市場の中だけですが、その中では野菜、果樹への影響は、今のところ最小限で推移しているというふうに考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。あまり影響は出でていないということを、今、分かりました。一応、今回のこのような状態の中でですね、やはり中央市場だけじゃなくて、やっぱり島内の農家さんが、島内の小売業者の方に、やっぱり出す農家もいますけど、そういう方々についてもですね、やはり少し単価は安くなつたという、個人販売の方なんんですけど、そういう情報もありましたので、そこ辺りも丁寧に対応してもらえたらしいなと思います。

それとですね、今後についてでありますけど、今後ですね、6月、7月、8月に向けての今後の野菜・果樹についてでありますけど、今後はですね、島外向けの野菜とかに影響が出てくるのかなと、私は感じていますけど、特にですね、これから旬であります、今出荷していますパッションフルーツ、

更に7月8月にかけてのマンゴーですね、そこら辺りの島外へ出荷された価格などがどのようになっていくのか、ちょっと未知数でありますけど、今後のそういう野菜や果樹の島外に出荷する、そういう相場の動向も気になりますけど、今後の状況ですね、どのように考えているのか、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） これから出荷されます野菜や果樹につきましては、新型コロナによる今後の影響は、現在のところ見通せない状況ではございますが、市況の動向を注視しながら、影響があつた際には、先ほど申し上げましたとおり、持続化給付金や奄美市事業所支援給付金、そのほか高収益作物次期作支援交付金など、国の補助金を活用して農家の経営安定を図つてまいりたいというふうに考えております。現在のところ、ちょっとなかなか分からぬ、見通せない状況ということです。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、見通せない状況でありますけれどもですね、やはり本市の事業所支援給付金というのは、一応、3月から6月までの月の収入、そして申請が8月31日までとなっております。しかしながら、今後出荷される、先ほど言ったパッションフルーツとかマンゴーなど、あと野菜等でもスイカとともに出していますので、そこら辺りが今後影響が出てきた時のことを考えればですね、一応、マンゴーなんかが7月、8月となっていきますので、この事業所、奄美市の事業所の支援給付金については、6月までとなっていますけど、その後の7月、8月のそういう対応とかについてですけど、そこら辺りはどのように、延長とかできないのか、改善できないのかをちょっと聞きたく思います。

農林水産部長（栄 広久君） 奄美市の事業所支援給付金につきましては、農業だけじゃございませんので、また全体的な中で、今後検討していくものだと思っております。なかなか農業だけで増やすとか、延ばすとか、その辺は現在のところ難しいものだというふうに考えております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。とりあえず6月までという、そういう期間がありますので、やはり7月、8月でもろに影響が出るのであればですよ、その奄美市の支援給付金が対象を外れた場合、そこら辺りは農家のことを思ってですね、延長なりしてもらえたんですね、農家の方もやっぱり経営に弾みがつくと思いますので、そこ辺りを一応検討していただきたいと思います。

次にですね、②番の水産・漁家への対応について伺いたいと思います。水産業を経営している漁家も厳しい経営を強いられていると思います。魚や海産物など、市場での取り引きが低迷しているということであります。キロ単価もですね、例年の5分の1まで落ち込んでいると聞いています。このままでは漁に行っても燃料代も出ないとつぶやいていました。奄美市の事業所支援給付金について、対応状況と今の申請状況ですね、を聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 先に水産物の状況について御説明いたします。名瀬漁業協同組合における今年の3月から5月までの状況は、4月の変動が大きく、水揚量が前年比75パーセントと減少し、取引金額も約38パーセント減少いたしております。これに伴い、1キログラム当たりの単価は799円となっており、前年より約17パーセント減少いたしております。特に、アカマツやエビなどの魚価の高い魚種につきましては、4月末に値崩れをいたしましたが、5月中旬からセリ値が徐々に回復しつつある状況でございます。

次に、奄美漁業協同組合の笠利本所の今年3月から5月までの状況は、3月の変動が大きく、水揚量が前年に比べ約25パーセント減少しておりますが、1キログラム当たりの単価は前年に比べ3パーセント上昇いたしております。3か月を総体的に見ますと、水揚量が前年比94パーセントと若干減少したため、取引金額も前年比92パーセントと若干減少しており、1キログラム当たりの単価も917円

と、昨年より2パーセント減少いたしております。

この様なことから、水産業につきましても4月の新型コロナ緊急事態宣言による外食産業の休業による需要減の影響が考えられることから、農産業同様、国の新型コロナ支援に対する給付金に該当しなかった個人事業主への救済措置といたしまして、本市独自の事業所支援給付金により事業支援してまいりたいと考えているところでございます。

何件かの、水産業関係について、何件か相談はあったんですが、現在のところ、まだ申請は来てないという形で聞いております。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、水産業もですね、やっぱり一次産業でありますので、一応、昨年度ですね、やっぱり申告ですよね、問題は、白色申告なのか、青色申告なのか、一応、農家もなんですかね、やっぱり申告をしていなければ、前年度の対象される、そういうたった月がありませんので、そこ辺りが申告されている農家とかは、やはりもうすぐそういう人は確定申告されてますので、申請が、手続がスムーズに行くと思うんですよ。そうやって、されていない漁家とか、いると思うんですよ。そこ辺りの対応とかも、やっぱり必要ではないかと感じています。一応、ちょっと前に戻るんですけど、農家のほうもですね、昨年度に白色をしていまして、白色のやっているんですけど、その申請の仕方が分からぬとか、その申し込み方法が分からぬとか、そういった、面倒くさいとかあってですね、自分は面倒くさいからしないとかいう、そういうたった農家も声が聞こえています。そこ辺りの対応もですね、やっぱり農家を集めて、これは自己申告でありますので、自分から手を挙げていきますので、そういった自己申告されますので、手を挙げない農家とか、面倒くさがっている農家なども結構話を聞いていますので、そういうたった書類がないと、揃わないという実態もありますので、そこ辺りもやっぱり市の職員なども、やっぱりこうやって周知、情報を提供しながらですね、やっぱり相談に徹底してやってもらえたなら、この農家、漁家のそういった経営に、やっぱりこうやって結びついていくと思いますので、そこ辺りも取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、先ほどの水産漁家のほうについてですけど、ちょっと重なるんですけど、モズクの収穫についてなんですかね、モズクの収穫が5月の中旬から始まりました。昨日、一昨日、月曜日の日にはもう終了しています。これは笠利の笠利水産というモズク漁家でありますけど、約1ヶ月間ぐらいモズクの収穫がありました。そのモズクの、ほとんど本土向けに出荷していますけど、本当、消費が鈍れば単価も下落すると予想していましたけど、その単価などはどうであったのか、その時の現状などを報告していただきたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） モズクの養殖を営んでいる漁家におきましては、昨年は不作でございましたが、本年については、先週ですね、伺ったところ、生育も良く、生産量が平年並みぐらいには回復しているというふうには伺っております。そのため、昨年産の在庫が不足によりまして需要も多く、単価も平年並みの状況であるというふうに伺っているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、自分もモズクの漁家の方が同じ地区内にいますので、一応情報など調べてみたら、やっぱり山口のほうに送っているんですけど、今年はモズクの出来栄えが良好だということで、幾らでもほしいと、コロナの影響は全然ないと。一応、モズク漁家は一応100トンぐらいの収穫予定でありますけれど、若干、80トンぐらいになったという話を聞いています、本当に、コロナの影響がないということ、あと消費者が、やっぱりモズクに飛びついでいるということで、先方の会社のほうからも幾らでも送っていいですよという話を伺ったところがありました。これも一応契約栽培ということでありますので、そういうたった単価にはあまり変動がないのかなという思いがしていました。そういうコロナの影響で大打撃まで受けない、また、逆にですね、こうやってコロナの影響で、この品物が数が少ないので、幾らでもほしいよという、そういうたった事態もですよ、状態もあり

ます。先ほどちょっと漏れましたけど、パッションフルーツもですよ、農家に聞いてみたら、その方は個販でやっているんですけど、宅配を利用して個販でやっている農家も、パッションフルーツどうねと言ったら、いや、パッションフルーツは全然コロナの影響はありませんよと、今のところは幾らでも送っていただきたいと、去年同様の数量も送っていただきたいという、そういった意見も聞かれていますので、本当、コロナの影響が本当に悪い影響、やっぱり良い影響とか、そういった農家にもありますので、ちょっと差がありますので、そこら辺りも勘案をした場合ですね、やはりコロナが入ったから、作物が値段が下がったとか、そういう状況ではないのもあるということは、やっぱり承知していかなければいけないのかなと思います。

先ほどの今後のマンゴーについてもですね、私としてはやはりマンゴーも今後は消費拡大で、やっぱりこうやって個販で取り引きが順調に進むことを私は期待していますけど、そういう状況があればいいのかなと、私は思っております。

そういうことでですね、一応、②の水産・漁家への対応については、一応、コロナに対しての対応ということでありましたので、農林水産部長、今後の取組、またよろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、次に③番目のひと・もの交流プラザへの対応についてであります。道の駅ひと・もの交流プラザは、指定管理者制度ですね、「味の郷かさり」が指定され運営をしております。この施設もですね、緊急事態宣言発令から宣言解除まで、やむなく休業をしています。地元の特産品や農林産品、また手作りの加工品などの取り扱いを行い、経営を維持していました。また、観光客への観光案内など、利用価値の高い施設であります。さて、この休業期間中の支援としてですね、やはり国の雇用調整助成金やあと持続化給付金などが対象であると思います。国からの支援金など、どのような対応をされているのかを伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それではお答えいたします。議員御案内のとおり、奄美市ひと・もの交流プラザは新型コロナによる緊急事態宣言後の4月の18日から5月の15日までの間、28日間の休業を、やむなく休業を余儀なくされたわけでございます。そのため、運営を行っています合同会社味の郷かさりさんへは、国の雇用調整助成金や持続化給付金、また県の休業等協力金、それから、市の雇用制度活用サポート補助金など、このような支援制度の利活用について丁寧に周知をさせていただいたところです。その結果、今申し上げました四つの制度を申し上げましたが、全てが該当するということでございまして、現時点ではもう既に申請を終えているということでございます。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。一応、5月、解除宣言後にすぐに一応、道の駅もオープンしたところがありました。今の話を聞きますと、今度、国の事業化、国の支援など該当されているということで、ほっとしたところであります。

それとですね、あの施設についてはですね、やはり観光客とかがやはり立ち寄ってですね、買い物をしたり、やっぱり奄美のそういった場所場所の確認をするということで、よく立ち入りをする施設であります。むこう、節田のほうにありますけれど、やはり観光客への対応をですね、観光客並びに島内の買い物客などの対応について、コロナの対策等が十分に行き渡っているのか、そこら辺りを聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 先ほど申し上げました休業中はですね、販売所ですか、中の観光案内所については利用ができなかったということでございますが、屋外のトイレにつきましては、毎日清掃を行って衛生状態を保った上で使っていただけるようにしております。

それから、販売所や観光案内所につきましては、利用時間を1時間短縮するという形で5月の16日から開館をしたところでございます。その後、5月25日に緊急事態宣言全面解除になりましたので、それを受けまして6月の1日からは通常どおりの営業ということですが、その中で、マスクの着用であ

るとか、アルコール消毒の徹底、レジ待ちの距離を保つ、それからレジ前に飛沫防止用の透明ビニールの設置をするなど、それから施設の出入口のドアを開けて換気をしっかり行うというような予防対策を徹底をして、通常どおり営業させていただいております。

15番（奥 輝人君）　はい、分かりました。徹底した対応対策をしているということで安心しましたので、これを継続して行ってもらいたいと思います。

それではですね、（2）の消費拡大・V字回復に向けて伺いたいと思います。本市においてはですね、飲食産業や観光産業においてコロナの対策をしながらの対応となってくると思います。時間をかけながらの対応だと思いますが、今年の夏はですね、8月までの行われる島内の夏祭りや六月灯など全て中止であり、熱く燃える夏がないのであります。今後の消費拡大とV字回復に向けて、本市にとってですね、どのような取組をしていくかと考えているのかを伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは、お答えいたしますが、聞き取りの中で緊急対策プレミアム商品券の件、それとあと宿泊事業への取組と、それと県独自の取組ということでお聞きしたいということになりましたので、そういう形で答弁させていただきたいと思います。

緊急経済対策商品券給付事業につきましては、全市民を対象に1人当たり5,000円分の商品券を配布いたします。例年発行しておりますほーらしや券と同様、市内の加盟店舗にて御利用いただけます。スケジュールにつきましては、7月1日から市民の皆様が御利用いただけるよう準備を進めているところでございます。

次に、緊急対策プレミアム商品券助成事業につきましては、奄美大島商工会議所が主体となり、飲食店に特化したプレミアム付の商品券を発行する事業となっております。奄美大島商工会議所及びあまみ商工会で1冊5,000円分の商品券を3,000円で販売いたします。販売期間は7月1日から、使用期限は8月31日までを予定していると伺っております。

次に、「市民向け宿泊・体験プログラム利用緊急経済支援プロジェクト」につきましては、既に御案内のとおり、その目的は大きな影響を受けている観光業において、一部・市民の皆様の御負担をいただきながら、事業継続を後押ししていくことを予定しております。

本プロジェクトにつきましては、大きく二つの事業を実施いたします。一つ目が御承知のように「観光事業者向けブラッシュアップ事業」でございます。この事業につきましては、事業者間における利用・サービス提供を相互に実施し、利用する側にとっては研修、サービス提供側にとってはブラッシュアップ、事業の磨き上げですね、のために事業者目線によるアンケートを実施し、相互向上に資する取組となっております。6月1日から事業を順次スタートし、6月18日までとしておりましたが、大変好評につき、一旦この事業は終了しております。

二つ目の「市民向け宿泊・体験プログラム利用助成事業」につきましては、市民による宿泊・体験プログラム利用を補助率10分の8という高率で、強力に後押しするとともに、市民目線によるアンケートを実施し、コロナ終息後のサービス向上につなげる取組となっております。こちらにつきましては、6月19日から事業開始しております、終了時期については7月19日までとしておりますが、予算の状況では途中で事業を終了することを想定しております。というのは、今、かなり人気があってですね、かなりの申し込みが来ているということで、その予算の範囲内で、ちょっと早めに終了することもあるということでございます。

限りある予算の中ではございますが、市民の皆様が島の観光を知っていただくことも副次的効果とみなしておりますので、この機会に積極的に御利用いただきたいと存じます。

最後に、県独自の観光関連の取組につきましては、総額約6億9,000万円として「ディスカバー鹿児島キャンペーン」と銘打ち、県民による県内観光及び国の経済対策と連動した県内への誘客を図る取組を行うこととしております。特に、県民向け事業についてのみ、取り上げさせていただきますが、一つ目が

県民を対象とした宿泊助成であり、1人当たり最大1万円を助成するもの、そして、タクシー利用助成として1組当たり最大3,000円を助成する事業でございます。申込期間は6月13日から6月22日までとなっており、宿泊時期は6月20日から7月19日までを予定しているとのことでございます。

二つ目が県民向けに県内のバス観光を促進するものであり、旅行代金の2分の1を助成し、最大1人当たり1万円を助成するものでございます。こちらについては、まだ詳細が示されておりませんので、情報を注視していただきたいと存じます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。今のそういった支援事業がですね、やっぱり元の奄美に戻れるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、（3）番のコロナの状況について伺いたいと思います。日本や県内、本島内での感染状況は隨時発信されていますが、世界での感染状況についてはですね、まだまだ未知数のことが多く、脅威であります。WHOからの発信ではですね、日本はコロナ対策において非常事態宣言が解除となった5月25日には、日本の取組が評価され、効果も発揮されていると称された時期もありました。しかし、その後においてですね、休業要請が緩和され、夜の街での接待業などの影響で、第2波の影響が出てきたのでありました。東京においてはですね、東京アラームも発動されたのであります。まだまだ予断の隙もない状況であります。

さて、現在において世界の状況はどのようなのか。またですね、このワクチンの開発に向けての新展開など、どのようにあるのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。新型コロナ感染症の世界における感染状況についてお答えいたします。昨年、12月上旬に中国武漢市で発生し、世界中へと感染が広がっている新型コロナの全世界での感染者数は、6月14日現在、772万6,307人で、死者数では42万8,643人と報道されております。感染拡大につきましては、現在、205の国、地域まで達しており、そのうち179の国、地域で死者が報告されております。地域別におきましては、ヨーロッパ、北米、中南米の順で感染者が多く、死者数につきましてもこの順となっております。国別では、アメリカ、ブラジル、ロシアの順で感染者が多く、死者数につきましてはアメリカ、ブラジル、イギリスの順となっております。

続きまして、ワクチンの開発、ワクチンについてお答えいたします。議員御案内のワクチンにつきましては、感染症の予防に用いる医薬品です。病原体から作られた無毒化、あるいは弱毒化された免疫反応を引き起こさせる抗原を投与することで、体内の病原体に対し結合する働きを持つ抗体産生を促し、感染症に対する免疫を獲得するものでございます。新型コロナに対するワクチンが世界中から熱望されている中、WHOでは世界において100品目以上のワクチンの開発が進められており、10品目で臨床試験が実施されると発表しております。また、厚生労働省ではワクチン開発「加速並行プラン」を打ち出し、ワクチン開発の基礎研究から薬事承認、生産に至る加速化により、実用化を早期に実現する取組をしております。しかしながら、生産体制を整備した場合でも、大量のワクチンは生産開始後半年から1年程度かけて順次供給されることを留意してくださいとされております。

いずれにしましても、新型コロナ感染症に有効なワクチンが開発され、早期かつ十分に供給されることを願う次第でございます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。それを受けましてですね、（4）番の収束への目途についてでありますけど、本当、収束の目途はですね、いつごろ予定されているのか、そこ辺り、情報があれば、本当、新型コロナウイルスについてはですね、完全にゼロになるということはないということを聞いていますけれど、その件についての見解を伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えします。日本においての収束の目途及び基準につきましては、新規感染者数、死亡者数の推移、次なる波に備えた「検査体制」、「医療提供体制の状況」、治療法・治療薬の確立、ワクチン等の開発状況等を踏まえ、専門者会議での議論を経た上で総合的観点から判断されるものと考えております。

（「完全に死滅できるのか、答弁してください」と呼ぶ者あり）

答弁いたします。新型コロナは完全に死滅できるのかについてお答えします。新型コロナは人類と感染症の歴史においては、天然痘、スペイン風邪等が猛威を奮い、多くの人の命を奪っております。しかしながら、18世紀以降のワクチンによる予防効果は劇的であり、昭和55年にはWHOにより天然痘の根絶宣言という人類にとっての金字塔が打ち立てられた歴史もございます。このような中で、全世界の英知を結集し、治療法や治療薬・ワクチンが確立され、新型コロナウイルスを封じ込めることを切に願うものであります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、目途が立たないということありますので、また新型コロナの対応については、十分気をつけながら市民の皆さんも取り組んでいただきたいと思います。

それじゃですね、大きな2番の農林水産物輸送コスト支援事業（原材料）について伺いたいと思います。（1）実績についてと問題点について伺いたいと思います。この事業はですね、昨年度から始まった新規の事業であります。鹿児島から名瀬港までの原材料への支援であります。これまで名瀬港から鹿児島港までの農林水産物の支援事業は好評を得ていましたが、この事業は逆バージョンの事業であり、この新規の事業について生産者や組合員、JAなど、生産組織からですね、良い事業支援なのに申請の手続や品物の分散など、使い勝手が悪いとのことの不評を聞いております。まずですね、昨年の実績についてと問題点について伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） お答えします。奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業（原材料）の移入につきましては、奄振延長の際に、改正により昨年度から新たに追加されたものでございます。新規事業でございますので、申請時において細かな要項等が固まっていない中、本市としましては農産物に関する対象品目として、農林水産物の島外出荷実績の多いカボチャとタンカンの化成肥料を選定しました。昨年度は申請がなく、実績はございませんが、申請が挙がらなかった主な要因といたしましては、対象となる原材料、化成肥料でございますが、農林水産物の島外出荷分の生産に係る化成肥料、その分のみが対象となることであり、その証明の困難さ、事務量の多さから申請がなかったものだと認識しております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。昨年度の6月議会において、この補正予算で162万1,000円というのが計上されていました。本年度の6月議会においては、その補正がなされていません。今後についてなんですけど、（2）の改善点についてなんですけど、どのように改善をしていくこうと考えているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、改善点についてお答えします。補助対象となる原材料の対象品目につきましては、今年度からカボチャとタンカンの化成肥料であったものを、出荷用の段ボールへ変更しております。先ほども答弁しましたとおり、島外出荷分の生産に係る化成肥料の証明は困難でございますが、生産物出荷に係る段ボールの使用数につきましては、生産物出荷の挙証書類である運送会社の請求書で確認可能なため、申請者にとって事務負担が特段発生しないということにより、品目の変更をしたところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、この事業はどうも使い勝手が悪いということでありましたけど、今の改善する点についてなんですが、やっぱり鹿児島からこうやって名瀬まで品物を物流するときにですね、やはりこの段ボール箱に入れてた場合には、やっぱりその仕分けですよね。仕分けとかが大変、あとその事務作業も大変とかいう話を聞いていますので、私の要望なんですが、この鉄コンテナがありますので、そういういた鉄コンテナ一つ一つを対象にするとか、そういういたことがやっぱり望まれるのかなという思いがしておりますが、今までの去年までの経験からしてですよ、全ての品物を対象にしていただきたい。農林水産物の鹿児島から名瀬港までの、名瀬港以外の島外と群島内ですね、群島内においても、やっぱり一緒にありますので、やはり鉄コンテナに入れて、そこを一括して船会社に支払うとか、その支援金の輸送費をですよ、そういういたのができないのか。これ要望じゃなくて、一応聞きたいと思いますけど、そういういた、全てひっくるめてですよ、全ての作物、全ての資材等が、原材料が対象になれるようにできないのか。先ほど言った鉄コンテナなどを対象にして、直接船会社に支払うような、そういういた仕組み等ができれば、簡素化できて、やっぱりこれ、利用する方も多くなるし、その分の支援も受けられますので、そういういた農家の弾みにもなると思いますので、そこ辺りの改善をですね、ちょっとやっていただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

農林水産部長（栄 広久君） すみません、これは（2）の再質問という形ですか、（3）じゃないということですか。（3）も含めてよろしいですか。それではお答えします。

まず、本事業は平成26年度に認められた奄振の交付金を活用した事業でございます。今年度の交付金枠のうち国費ベース24億円の中には、議員御承知のとおり、航空・航路運賃の軽減に資する事業等もある中での輸送コスト支援事業の配分予算内での事業であり、現状から判断すると全ての農林産物の原材料への拡充は難しいものだというふうに考えております。

あとそれとですね、この輸送コスト支援事業の原材料の支援の枠なんですが、まず、原材料の範囲につきましては、農林水産物の55品目、先ほど移出に係る分の55品目中の奄美群島外に出荷される農林水産物の生産に必要な原材料、あくまでもその島外出荷に係る分に対する、先ほど申し上げましたとおり、その分に対する肥料とか、段ボール箱とか、そういういたものだけが対象になるもんですから、島内だと、例えば自家消費するものに対する肥料代とか、そういういたものは全て対象にならないものというふうになっておりますので、なかなか拡充は難しいものではないかというふうに考えております。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。部長、一応ここから出るのは55品目という、今、数字も出ましたけれど、むこうから来るのはカボチャとタンカンの化成肥料ということありますけど、これは（3）につながりますけど、やはりその対象品目の55と、ここから行くのは55品目ですが、むこうからはフリーにしてほしいというのが農家の希望なんですよ、これは。鹿児島から名瀬に来るのに、名瀬までの輸送費について、全てフリーにしてもらって、対象品目を除外してですよ、そのぐらいしなければ、この価値が、本当、この支援事業が農家への支援にはなっていかないんですよ、これは。それとですよ、対象品目と言つたけど、やはり自分たち生産、牛農家もですよ、牛を買って来たときなどは、もう自己負担ですよ、自己負担。鹿児島から名瀬港までは。そういう畜産関係もほとんど自己負担できていますので、全ての対象、農林水産物を対象にしなければ、この支援事業の原材料の支援事業は、本当、自分としてはあまり必要じゃないのかなという気がしていますので、55品目のとらわれずにですね、これは奄振の事業ありますけど、これはもう本当、国へ要望していくなければいけないと考えております。県や国をやっぱり動かさなければですよ、この事業の成果が、価値が見込めませんので、私もですね、やはり県や国へ行ってですね、やっぱり要望しながら、この支援事業については、全ての農産物を対象にしていただきたいと。そうすることによって農家が潤うということを強くですね、申し出ていきたいと考えています。そこ辺り、県や国への要望等など、提出とか、そういうた

ことはできない、取り組むことはできないのか、取り組んでいくことが考られえないのか、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業につきましては、全体の交付金枠の中での事業でございます。もしこの鹿児島からの原材料の移入を全て認めるとなると、莫大な予算が必要になるのではないかということが、金額的にですね、全ての肥料代とか、そういったものを対象とするとなると、この24億円では全然足りないのではないかというふうに思われます。ですので、なかなか全ての原材料について要望するというのは、なかなか難しいのではないかなど、今思っているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） 厳しいというところがありますけど、少しでも光が見えるようにですね、自分のほうもちょっと取り組んでいきたいと思います。市長、そこ辺り、ちょっと、市長のほうもやっぱり鹿児島から来るそういった品物について、全て対象にしていただきたいと。そうしなければ、この執行残が残るんですよ。去年は162万1,000円ありましたけど、使ったのが1桁か2桁ぐらいの実績しかありませんので、執行残が残らないような形をするためにも、お願いしたい。

市長（朝山 毅君） 平成26年に新しい交付金制度ができました。その際に、先ほど来、お話があるとおり、移出する当初20数品目でしたが、今、55品目になっています。そのように、毎年毎年、法に基づいて拡充してまいりましたつもりです。当時の予算が20億5,000万でしたけど、今は24億、補正がついて約30億近くなっています、交付金。そういう意味を含めて移出から今度は移入までするというふうに拡充されてきました。その中で、今申し上げたわずかな肥料代の対象にしなからないということありますので、今後、話をしながら進めていって、法が拡充されていくようになるべくしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（与 勝広君） 以上で自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時32分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の竹山耕平でございます。まずもって新型コロナウイルスによる感染症拡大が世界中に猛威を奮う中、奄美においても観光関連産業をはじめ、市民生活においても様々な分野に長期的な影響を及ぼしております。緊急事態宣言が全国的に解除されたことにより、ウイズコロナやアフターコロナ、そしてポストコロナ社会へと新たな生活様式を取り入れながら、普段の生活を取り戻されつつありますが、奄美においては今後、特に大都市圏からの航空便が再開されること、例年であればこれから季節、時期と重なり、繁忙期を迎えます。観光やビジネスをはじめ、多くの入込客が予想されます。特に、観光産業に携る皆様にとって、本来であれば奄美を十分に満喫していただくために大切なお客様をお迎えしたいと願っているはずが、今年に至っては心配する思いが先にくるという、歯がゆい思いを持っているということもお聞きいたしております。

このたび、追加の臨時交付金2兆円が決定されました。奄美市としても今後の第3弾の支援対策事業、または第2波に対する予防対策事業として、スピーディーかつ経済、福祉面においても有効的な活用を望まれているところでございます。

それでは、個人質問に移ります。本港マリンタウン事業の進捗状況についてお伺いいたします。工事進捗におかれましては、これまでにも都度質問を繰り返しておりますが、前回の3月までには事業区域内の道路の側溝や整地工事が完了し、上下水道、ガス管の敷設工事、またアスファルト舗装工事を実施し、早期の完成を目指すということでございました。その後の進捗状況と工事完了の時期等についてお答えをお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

建設部長（保浦正博君） おはようございます。それではお答えします。名瀬港マリンタウン整備区域内の工事につきましては、ただいま議員から御指摘がありましたとおり、現在、上下水道、ガス管の敷設を行っており、この後、アスファルト舗装工事等を実施いたします。区域内の市道につきましては、年内に舗装まで工事が完了する見込みであります。残工事としましては、市道マリンタウン線と県道の交差点の処理、併せて、それに伴います信号機の設置等があります。これら全てのものについては、今年度内の完了を目指しているところでございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。これは、計画どおりということで理解をしてよろしいでしょうか。

建設部長（保浦正博君） 概ね順調に計画どおり進んでおりまして、進捗率で申し上げますと85.7パーセントまで来ているということでございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。順調ということでございます。そういったところで、次の質問をですね、絡みながらいろいろと質問をさせていただきたいと思います。

次にですね、②公募の状況をお伺いいたします。これまでの私からの質問に対して、昨年の工事、失礼いたしました、公募開始直後には、対象17区画に対して島内13事業者からの応募があったということでございました。前回の質問、3月の質問におきましては、17区画に対して6区画で4事業者が土地譲受候補者、譲り受け候補者として決定され、今後、本契約を進めるということでございましたが、前回の質問後に、ここにつきましては変更があったものと、私自身、理解をしておりますので、この現在の状況はどのような状況となっているのか、この答弁をお願いしたいと思います。

また併せまして、今後の第2次公募、再公募についてお伺いをいたします。今後、計画されるその再公募、2次公募の状況につきましては、今回のコロナ関連の対応に追われたことにより、事務手続きの遅れが生じていることは、私自身も理解を示すところでございます。今年度中に計画されているこの再公募につきましても、今後のスケジュール等についても、合わせてこの2点について答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（保浦正博君） それでは、マリンタウン整備区域内分譲の公募の進捗状況についてお答えいたします。一般財団法人奄美市開発公社に伺ったところ、昨年度の1次公募におきまして、議員御指摘のとおり、全17区画中6区画で4事業者が土地譲受候補者として決定いたしましたが、その後、1事業者の辞退があり、現在は3事業者5区画が契約済みとのことでございます。残る12区画につきましては、今年度早い時期に公募する予定でしたが、新型コロナの影響による現下の社会・経済情勢等を勘案し、公募の時期は調整中とのことでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。前回のですね、3月の4事業者、6区画4事業者から5区

画3事業者に変更があったと。この部分につきまして、契約が結ばれる前に辞退されたということであろうというふうに考えますが、今回のこのコロナ関係に関しても、関連するものなのか、それともその事業者さんがですね、どのような意図を持って辞退をされたのかというのは、承知されているんでしょうか。

建設部長（保浦正博君） この辞退された1事業者の詳細な理由については、私は承知しておりませんが、応募要領の中で2次審査以降の辞退という取り扱いになっているものと承知しております。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。この残り12区画にしましてもですね、今後、これまでの答弁や様々な場面におきましても、今後ですね、この区画割りやこの価格、そしてこの応募対象事業者、この公募要件についても検討して、再公募について実施、いく方針であるというふうなことをお伺いをいたしておりますところでございますが、この区画割りや価格、応募対象、この要件を緩和、そういったところをどのような意図を持ってそのようにお考えなのか、方向性、方針を現時点ですまもって、お持ちなのかというのには、まず市長のほうにですね、是非、今後のスケジュールは目途が立っていないということをございますので、そこはもうしっかりと十分に理解を示すところでありますので、やはり今回のその次の、この新港のですね、フェリーターミナルビルの計画につきましても、運動いたします、また整合性も持っている事業でございますので、と考えておりますので、また次の質問でいろいろお伺いしたいと思うのですが、その辺のところをですね、何かしら、この検討委員会がまだ実施されていないということでございますが、そのような、先ほども申し上げましたが、やはりこの総売却額というんですかね、40数億ですかね、そういったところは、やはり開発公社が県からしっかりとその埋め立て、そして今回の、かかる工事、いろんなものに換算して、概算としてその程度かかるということでございますし、その辺りは、やはりこのマリンタウンという、しっかりと全てを売却していかなければいけない、そういったことも十分に感じておりますので、そういったところから少し、この今の件につきまして、もし市長のお言葉がいただければありがたいと思います。

市長（朝山毅君） 議員のおっしゃるとおり、全ての区画を売却して、やはり市から預かっております債務負担行為を完済して行かなければいけないという絶対条件がございます。これはあくまでも売上償還という形、売って代金を回収するという事業でありますので、やはり全ての区画が売れていくことが一番妥当なことであります。その中で、今、先からお話がありました3事業者5区画ということになりました。これは当初、条件付き公募ということになりますか、やはり、地元にいらっしゃる方と、奄美市所在というふうな条件等もございました。そういう中で公募をいたしてやってまいりましたが、今、御案内のとおりの実績になっております。しかし、そういう中において、唐突にこのようなコロナという事案が発生いたしました。企業においては観光関連産業、サービス業の事業者が大勢いらっしゃいます。それだけに、やはり資金繰り、これから営業計画、経営計画等にやはり何らかの企業の思いがあったんだろうと思います。やはりそこら辺を十分に勘案しながら、次の公募に向けていかなければいけない。その公募の方法についても、やはり売上償還という前提をやはり持ちながら、そして市民の経済活性化含めて、奄美の産業、経済振興のための、やはり目的の事業でありましたので、そこら辺を十分に勘案しながら、時期について、公募の要件等についてなどなど、含めて総合的に勘案して公募して、事業者の皆さんにお答えしてまいりたいというふうなことを考えておりますので、やはり時期については総合的に判断させていただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。そのような、今、市長からのお言葉にもありましたようにですね、これはやはり売上償還ということが、やはり大前提でございますので、是非このマリンタウン、夢を持ったですね、この産業振興、そしてまちづくりに、名瀬地区においてもこのマスター

プランございます。そういったところからですね、その中の一部としてのマリンタウンの位置付け、この土地利用計画もですね、やはり土地利用計画という縛りがありますので、なかなかですね、その条件に見合う業者がですね、やはり今のこの御時世、社会情勢も踏まえながら、またその中においてこのコロナ禍という環境においてですね、やはり躊躇してしまっている業者さんもいるとは思うのですが、これから世界自然遺産も含めてですね、観光産業を柱に、また農業も、そして情報も含めてですね、あと定住促進ですね、そういったものを含めて奄美振興を図っていくという中におきましては、やはり重要な位置付けとして位置付けられてくると思いますので、是非、今度の再公募におきましては、今、市長からありましたように、今、私も申し上げましたが、この土地利用計画、この縛りが確かに5年から10年ですかね、そういったものもあったと思いますが、契約の中身もやっぱりいろいろあると思います。そして、土地利用計画に至った経緯もですね、やはりなぜこの土地利用計画に決まったのかという経緯も、もう20年ぐらい前に遡りますが、そういったところからの経緯があって、この土地利用計画が決定されておりますので、そういった部分も、やはり時代、20年、10年、一時代と申しますかね、そういったところから、やはり今の奄美にとって必要不可欠なこの土地の有効的な利活用、そういったものを是非目指して、開発公社の理事長であります市長がですね、しっかり旗振り役を担っていただきたいと思いますので、是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それではですね、次の質問に移ります。名瀬新港ターミナルビルの計画についてお伺いをいたします。

次に、名瀬新港フェリーターミナルビルの計画について、本件におきましても、以前から質問を行っておりますが、本事業におきましては、現在進められております末広・港事業やおがみ山南北幹線のおがみ山バイパスとともに、新しいまちマリンタウンや、新しい海の玄関口、新ターミナルビル、この整備後の利活用など、総合的な島民の安心で豊かな生活を支える生活密着型港湾としての機能の向上と、地域経済発展の柱と位置付けられる観光産業の発展に寄与する港湾を目指すことを方針として進められていることからも、人の流れ、物流、そしてハブ港としても期待をされているところであります。以前の計画から、着工ですね、につきましても、いわゆる変更点もあったというふうにも聞いておりますので、この現在の計画についてお示しをお願いいたします。

建設部長（保浦正博君） 名瀬港新ターミナルビルにつきましては、名瀬港本港地区岸壁の直線化整備とあわせ、背後の埠頭用地を再編する計画の中で、県が整備するものでございます。県に確認しましたところ、設計につきましては、「名瀬港新ターミナルビル設計検討連絡会」により、関係団体との意見交換をしながら進めることとして、これまで連絡会を2回開催し、令和元年度中に設計をまとめる予定でしたが、関係団体からの様々な要望もあり、現在も検討中であるとのことでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そういったところからですね、今部長のお言葉にもありましたように、令和元年度中のいろんな計画が、今、要は未定というふうに、しかしそれは、あそこを、新港を利用する物流や、あとは旅客、そういった部門の様々な業者さんからのですね、意見を十分に取り入れたというふうに、私は理解をしています。そのようなところから、鹿児島県のほうもですね、やはり造るのが先というよりも、やはり奄美の地域に合った、また奄美として必要な、この拠点として、また重点港湾として位置付けられている名瀬港をですね、いかに有効活用できていくのか、しかも長期的にですね。そういったところが私的にはまた考えておるんですが、部長のほうは、また大島支庁のほうにですね、県のほうに、やはり地元としての声、あとは地元の物流とか、旅客とか、そういった方々との意見交換、そういったものには立ち会いというか、意見を聞いて、また市としての意見を申し上げている、そういう機会がしっかりと持たれているのかどうかについて、お伺いをいたします。

建設部長（保浦正博君） この名瀬港のターミナルビルにつきましては、海の玄関口の所在する奄美市と

しましてもですね、旅行者、修学旅行とか、仕事でお使いの利用される方、また議員が御指摘のとおり船会社、それと荷役会社、この方々のですね、やっぱり利便性が高まるようなものであるべきだと、我々も考えております。市としましてもですね、そういう御意見等を、県のほうにしっかりとお伝えしていくと、そういう場もございますので、今後とも取組を充実させていきたいと考えております。

20番（竹山耕平君）　はい、分かりました。是非ですね、また奄美の、これ私もふと思ったんですが、いわゆるこの鹿児島の新港なのか、北埠頭なのか、どこに港を発着させるのか、そういった時の議論にも、やっぱり少し似ているなど。しかし、奄美にとって、また奄美群島にとって最適な方法を、今模索している。なので今事業が一時中断していると、中断じゃないですね、中断という言い方はおかしいかもしれません、そういう状況に今なっているというふうに、私は個人的に理解をしておりますので、是非市のほうもですね、是非地元の声として、やはり身近なそういう関係の方々と、しっかりと意見交換を、また意見交換をしながらですね、またしっかりと一緒にチームを作つて、タッグを組んで、また県のほうに働きかけをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。次に、2010年集中豪雨災害から10年を経過する今年度は、これまでにも多くの同僚議員の質問や市長の施政方針にもありましたように、この教訓、その教訓を市民の皆様と共に共有し、災害知識の向上を図るシンポジウムを開催するとありましたが、改めて詳細についてお示しをお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えします。平成22年10月20日に発生をしました奄美豪雨災害につきましては、本市において2名の尊い命が犠牲になったほか、市内全域で約800棟に及ぶ住宅被害、また電気・水道などのライフラインや学校を含む多くの公共施設被害など、あらゆる面において経験したことのない未曾有の災害として記憶にあることは御案内のとおりでございます。

これまで、出前講座や防災に関する講演などにおいて、この豪雨災害の教訓をテーマとして取り扱ってきたほか、検証記録誌を作成し、図書館、学校、関係行政機関等への配布、そして市のホームページにも掲載し、広く活用をいただいているところでございます。

議員御案内の今年で10年を迎えることから、現在、豪雨災害を教訓に近年の巨大災害の備えと市民の防災・減災意識の醸成を目的としたシンポジウムの開催の検討を進めているところでございます。しかしながら、新型コロナの状況等を踏まえ、具体的な時期、それから内容につきましては、現在、府内及び関係機関と協議を進めている最中でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。以上でございます。

20番（竹山耕平君）　日程等については、まだ未定ということですかね。

総務部長（三原裕樹君）　一応、年間計画の中では10月に実施をしたいということで計画をしております。ただ、コロナ禍の影響がございますので、それも含めて検討させていただきたいということでございます。

20番（竹山耕平君）　はい、分かりました。10月頃に開催したいと、今のコロナ禍の中においてですね、その時期どうなっているのか分かりませんが、是非この10年を契機に、しっかりと、また市民の皆さんとともに、その情報、またその防災・減災、そして予防、また自助・共助・公助も含めてですね、またそういったものを共有できるような場になっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、豪雨災害時も被災されました、この住用の園について、旧住用の園がある西仲間の施設と土地について、未だ課題が残されているというふうな思いから、これまでの経過を含めてお伺い

をいたします。豪雨災害の被害を受け、西仲間の旧施設におきましては、レッドゾーン、またイエローゾーン地区に指定され、現在の摺勝地区におきまして新施設を建設し、運営されているところでございますが、これまでのこの推移、経過等についてお示しをお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それではお答えいたします。これまでの住用の園との経緯についてお答えいたします。住用の園は平成6年から住用町（旧住用村）西仲間で事業を開始されておりましたが、平成22年10月20日の奄美豪雨災害において甚大な被害に遭われたところです。被災直後においても、住用の園を運営する社会福祉法人恵寧会からは、住用地域での強い事業継続の意向を示していただきました。のことから、本市といたしましても新たな施設が整備される平成24年11月までの間、事業の一部、デイサービス事業ですけど、この実施のための奄美体験交流館2階の無償貸与や住用の園で働いていた職員の一時的な働く場を確保するための、国の緊急雇用臨時特例事業の活用など、各種支援を行ってきたところでございます。

次に、現在事業の運営を行っている摺勝地区への移転の経緯を説明いたします。被災直後から住用地区内の事業継続の意向を示していただいたことは、先ほど御説明いたしましたが、事業継続に向けて社会福祉法人側から、摺勝地区にございました本市宅地造成地への移転希望が伝えられたところでございます。同法人の要望も確認しながら、市において同地への移転についての検討を行い、住用の園においては50名の入居者と50名の地域内雇用を担っている点から、住用地区での定住に大きく寄与していると判断し、有償での造成地貸付を決定いたしました。のことから、平成24年4月1日付けで、現在事業を営まれている当地の土地賃貸借契約を締結した次第でございます。

なお、新たな施設を整備された際には、当市からも施設整備費の自己負担分の一部助成を行うなど、支援に努めてまいりました。

最後に、以前に住用の園を運営しておりました西仲間の土地・建物等については、本市の書類保管のための倉庫として、平成25年4月1日付けで建物及び土地使用賃借契約を締結し、現在に至っております。住用の園との経緯は以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。これまでのですね、平成22年の被災された、それからやはり今、所長からもありましたように、やはりこの臨時雇用、そしてデイサービスとしての一部市の施設の開放という、いろいろな御尽力を尽くされてきたことも、私自身、しっかりとこの目で見てきましたし、臨時雇用、そういったところを前議長でございますが、師玉敏代議員がですね、質問をされた時にも、多くの住用の園の職員の皆様が、この傍聴席にしっかりと座ってですね、この傍聴をされたというふうな経験もですね、しっかりと目で見てきておりますし、その後もしっかりと把握をしておりますので、是非、この件につきまして、やはり、10年経った、次の質問に続くんですが、またお伺いをしたいと思います。

次はですね、②と③がですね、ちょっと同じようなところにつながりますので、一括してお伺いをしたいと思います。次に、②のこの摺勝の土地と建物、そして西仲間の土地と建物についてお伺いをいたします。当時の、今、所長からありましたこの土地、借用の契約ですね、そういったものも結ばれていく中ですね、この被災された西仲間の土地と施設につきましては、これまでにも施設側からですね、要望が数度、住用総合支所をはじめ、本庁のほうにも届いていると、市長のほうにですね、届いていると思います。そして、この件につきましては、これまでの期間に、この庁舎内におきましても調整会議が数度開催されているということも聞いております。その経過についてお示しをお願いしたいなということと、また併せてですね、この③のこれまでに進められてきた庁舎内の調整会議の内容、そして施設側からの要望書等の取り扱い、対応につきまして、どのようにこの間、進められてきたのか。そして、今後の対応につきまして、双方合意のもと、この条件付き等の件も含めてですね、早急にこの課題解決が行われていくことを私的には強く望んでいるわけでございますが、今後の対応を含めてですね、この御

見解をお示しをお願いしたいというふうに思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） はい、お答えいたします。まず、現在、住用の園の事業運営を行っております摺勝の土地につきましては、平成24年4月1日から令和3年3月31日までの29年3ヶ月の土地賃貸借契約を締結し、貸付料としては年額143万7,000円としております。ただし、本貸付料につきましては、契約当初から令和3年3月31日までの10年間に亘しまして、5割の軽減措置を講じているところでございます。

次に、以前に住用の園を運営しておりました西仲間の建物・土地につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの契約を締結し、それ以降、毎年度自動更新する形で現在に至っております。

なお、貸付料につきましては無償となっておりますが、公共の用に供していることから、建物・土地ともに固定資産税の免除の措置を講じております。

次に、課題解決を双方合意のもと望まれるが、今後の対応についてのご質問ですが、現在、解決が望まれる課題といたしましては、以前に住用の園が運営されておりました西仲間の建物・土地についての今後の方向性ということではないかと考えております。当該土地は土砂災害警戒区域に位置していることから、今後、新たな活用について検討する上では、十分な安全対策を講じる必要があり、安全対策のために多額の経費を要することが想定されるところです。そのため、新たな活用方法を検討するにしても、費用対効果を念頭に置いた視点が重要となっております。一方、社会福祉法人側といたしましても、現在、福祉事業として活用できない旧施設のあり方については苦慮しているのではないかと拝察しております。この問題解決に向けては、議員御質問のとおり、相互で意思疎通を行い、協議をすることが望ましいので、引き続き法人側との協議を行いながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そういったところが今の、旧住用の園、今の新と申しますか、今現在の住用の園の現状と、あと経過、経緯でございました。そういったところから、議員の皆様も御承知だとは思いますが、今後ですね、やはり今所長からもありましたように、総意、合意のもとですね、どのような協議の場を設けていくのか。やはりここ10年、被災されて10年、平成24年から、今、所長からもありましたように、今回のこの令和3年3月、令和2年度中に、この減免措置が、貸付料の減免措置が期限を迎えるわけです。そういったところも、あとはこういう件に関してもそうだし、今までのこの住用の園の方々から要望書が2回、3回、災害直後の先ほどの体験交流館だとか、雇用の件も含めて3度、市のほうには、やはり要望書が届いていると思います。そういったところから、今までこれをどのように、当然雇用を、臨時雇用を受けた、そしてまた一部貸付を行った、そういったところでしっかりと市も丁寧に対応してきていることは、私もしっかりと承知をしております。しかし、やはりその後ですね、対応について、相手側とどのように向き合ってきたのか。相手側のその要望に対して、どのように答えていったのか。そういったものをですね、いろんなものをこれまでの資料含めて拝見しますと、やはりその平成25年、27年度中にはできるだけこの解決の方向に向かっていくよう、方向を示したいという旨も聞いております。そういったところも含めてですね、やはりこの庁舎内の調整会議もですね、いろんなところで、いろんな角度で、その利活用も含めて、じゃあ、活用するんだったらどういうふうな利活用のあり方がいいのか、その住用総合支所内でも話し合いをされていますし、この本庁内でもどのような利活用がいいのか、できるのか。そういったものもですね、今、先ほど多額な面、金額ですね、予算、それは砂防だとか、やはり指定区域、レッドゾーンには、あの土地はかかるべないとは言え、やはりレッドゾーンが近くにある、また河川が近くにある、また狭隘な道である。そういったところから、いろんな様々な面がですね、今後、利活用される場合は出てくるのであろうというふうに考えますが、その面も含めてですね、やはり相手方とどのように真摯に向き合ってきた

かというふうなことも、相手方がいますので、やはり要望書を出した、その後の協議が、対応がどうなされてきたのかというのは、そこはやはり調整をですね、そしてまたそこをどのような、その所管する、担当するところがどこなのか。やはり総合支所をとっている住用、その総合支所ですよね。出張所じゃございません。総合支所方式をとっている住用が、この地域を、この声をまとめあげて、本庁にしっかりと持って行って、どのような利活用をやるとか、どのような方向を、本庁で話し合いをして、窓口を、所管をしっかりとこの住用総合支所がとりまとめるのか、その辺りはどうになっているんでしょうかね。

総務部長（三原裕樹君） 全体的な話ですので、私のほうから答弁させていただきます。この件に関しては、過去に調整会議を開いた経緯がございました。その中で、地方創生の小さな拠点という、そういった事業もございまして、そういうふうで活用できないかという、いろいろな議論もございました。ただ、先ほどもありましたが、背後地が土砂災害区域になっているということで結論に至らなかつたということもあります。今後の方針というか、両者の窓口といいますか、これにつきましては、もちろん住用総合支所が中心となって要望は受け付けますけれども、市全体のことにもかかることですので、そこは連携を取りながら、相手方とも丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。また、そういうところから本庁がまとめるんですが、しっかりとこの窓口役、そういうふうにありますので、是非、住用総合支所という形を奄美市も取っておりますので、やはりその権限をですね、しっかりと持って、所長がしっかりと頑張っていただきたいというふうに思いますので、今後の取組、今後の経緯をしっかりと見ていきたいと思いますので、是非お願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次の質問ですが、（5）の質問につきましては、申し訳ございません。個人的な情報が含まれていることや、特定できること、そして現在、市としてもですね、しかるべき対応を取っているということから、この質問は取り下げるというふうに考えますので、申し訳ございませんが、議長、よろしくお願ひいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。新型コロナウイルス対応についてのお伺いをいたします。前回も質問したこの新型コロナウイルスに対しての教育行政の対応、前回はですね、臨時休校に対して自宅学習、そして、のあり方について、また、3月というこの卒業式を迎える、また規模縮小というところでの、含めて質問させていただきました。今回の質問もですね、残念ながらこの間におきました、また臨時休校を迎えまして、また規模縮小で入学式を迎えました。また、新たな学校生活を始まって間もたたないうちの臨時休校にはですね、改めてこの自宅待機中の子どもたちの感情やストレス、そして保護者の負担、また学校職員や教育委員会の皆様の対応についても、大変な状況下ではあったことというふうに推察をしております。

そのようなことから、学校が再開されてから、子どもたちの様子、そして教員の様子等についてお示しをお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） おはようございます。新型コロナ拡大防止のため、各小・中学校におきましては、4月20日から5月6日まで臨時休業を行いまして、5月7日から学校が再開されたところでございます。子どもたちにとっては久しぶりの学校を楽しみにしておりまして、友だちや先生との再会を喜ぶ姿が見られました。また、先生方においても、元気な子どもたちの姿に安心されたと聞いております。各学校におきましては、三密を避けた教育活動ではありますが、順調に再開されていると考えております。中には、生活のリズムを整えることが難しかったり、体調不良を訴えたりする子どもがおりましたが、先生方がきちんと家庭との連携を図りながら対応をしてきているというふうに考えており

ます。特に、新入生におきましては、新しい学校生活に慣れる間もなく臨時休業になりましたが、学習活動に一生懸命に、しかも楽しく取り組んでおり、先生方や新しい友達と信頼関係を築いているところでございます。私も学校が再開されてからほとんどの学校を回って、朝の登校状況ですか、参観させていただきました。子どもたちも先生方も懸命に取り組んでいるという確認をしておりますので、御理解を賜りたいとい思います。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。市役所からもですね、横にある名瀬小学校の子どもたちがですね、どのような状況かなというふうに、市役所の方々も結構すぐ目につくものですから、いろんな方々と話すのがね、いわゆる何事もなかったような子どもたちとしては和気あいあいと、休み時間や授業を過ごしているなというふうなものが、何か印象でした。しかし、今、教育長からもありましたように、やはり感情やストレス、そしてその感情のコントロール、いろんなものに対して、やはりあったと。それは子どもたちだけではなくてですね、教職員、学校のほうもですね、同様に今後1年間をどのように、これまででも同僚議員が多く聞いていますが、授業時数も含めてですね、苦慮しているというふうなことも思っております。

そういったところから次の質間に移りたいと思います。次のこの学習の遅れた教育の質についてお伺いをいたします。この臨時休校の授業時数を取り戻すこと、この確保をすることは、もちろん重要です。そして、同時にこの休校中の子どもたちは、やはり個人差や環境面の違いから、学習への取組と理解度へのやはり差が生じているものというふうに考えております。だからこそ、この学習の遅れ、時数の担保を、ただ取り戻すだけではなくですね、これまでの答弁にもありましたように、同時にこの教育の質というものについても十分な対応が求められてくると思います。それは子どもたちにおいても、やはりそれを教える、今の授業を進めながら、この遅れを取り戻しながら、更にこの質も、ただ遅れた分を早くやるだけではなくて、その質も一緒になって、今の授業を進めながら担保していく。そういうたものはですね、大変、教える教員側にとりましてもですね、苦労しているものというふうに思います。そういうたった各学校、やはり工夫を凝らしながらですね、コマ数を確保を行いながら、しかも子どもたち、また教職員の皆様の負担もですね、しっかり配慮をしながら、各学校取り組んでおります。そのようなところから、いろいろな複数の学校からもお伺いしました。今日の新聞、そして同僚議員の質問にもありましたように、やはり夏休みがやっぱり気になります。鹿児島市や霧島市の事例もありましたが、私も複数の学校側との意見も聞きましたが、やはりこの予備時数、今までありました予備時数や、いろんなコマ数を担保を行う工夫をこらすことにより、夏休みは通常どおり行っていきたいというふうなことも、学校側から意見として、一意見としてお伺いをしておりますが、その質、含めてですね、この取組についてお示しをお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。今、議員からも御指摘があったとおりでございますが、各小学校、中学校におきましては、新型コロナ拡大防止のため、先ほど申し上げましたように4月20日から5月6日まで臨時休業を行いました。休業における学習の遅れにつきましては、授業時数の確保をするために1年間を通した予備時数で対応したり、あるいは行事を精選したり、あるいは週の授業時数を増やしたりしながら、各学校の実情に応じて授業時数を補うことで対応をし、教育の量と質を維持しているところでございます。私どもも指導主事を各学校に派遣しまして、授業の進め方、こうすることについても具体的に指導して、とにかく質を高めるんだと。その質を高めるためには、やはり今言われる授業の深みですね、それを徹底して進めると、いわゆる思考力、判断力、表現力というのは、今の世の中を生きるために極めて大事な要素になるわけですから、そういう授業を進めるためにどうせならんかということだろうと思います。

それから、もう一つ、議員から夏休みをどうするかということなんだと思うんですが、私が今考えておりますのは、これだけの期間の遅れを取り戻すためには、やはり幾らかの期間を登校させて授業をす

る必要があるというのが私の基本的な考え方でございまして、保護者からもいろんな要望もございました。じゃ、給食はどうするのかというふうな話もありましたので、私としては財政課と、今市長さんにも御相談申し上げておりますが、当然、給食費の減免もお願ひしながら、何とかできないだろうかということで、今進めているということを御理解いただきたいと思います。更に、冷房も完備されたわけでありますから、そういうことも含めてもう少し具体的に研究してみたいと思います。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。是非ですね、この教育の質の担保、そして確保、その両面、含めてですね、今年度、今年、来年どうなっているか分かりませんけど、しっかりとですね、様々な環境でスタートをしたこの子供たちに、またその学校側にもですね、配慮をしながら、意見を取り入れながら、是非、教育委員会として進めて行っていただきたいなというふうに思います。

そしてまた、ここでですね、各学校で取り組んでいる一環とは思いますが、今回の臨時休校を期にですね、私も何かしらと思いながら考えました。私も中学、小学、幼稚園に子どもを預けておりまして、また普段から学校へ出向く機会も多くですね、子どもたちや教職員の皆さんとも話す機会も多くあります。そういったところからですね、そして現在ですね、学校では道徳の授業というのが必修化されております。そういったところからですね、この臨時休校により自宅待機を余儀なくされた、この自宅学習、そして外出もできない、またお友達とも遊べない、この毎日を過ごす、この経験や体験、そしてその子供たちの感情や道徳心について、このことについて、また保護者、先生方、もう同じ思いであろうと。そしてこの思いを、この道徳の授業、また今教育長が進める情操教育にもつながるのではないかなどというふうに思いましたので、その辺りについて、もし取り組んであればそうでありますし、またそういったもの、私もちょうど、または非取り組んでいただきたいと思いましたので、質問をちょっとさせていただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 大変大事な項目だと思っておりまして、私ども、先般、各学校に調査をいたしました。学校で取り組んでいるのは情操教育、いわゆる道徳の時間に子どもたちと一緒にになって取り組んでいる状況はどうだろうかということで調査をしましたらですね、子どもたちの作文ですか、新聞等の切り抜きですか、そういうのを参考にしながら差別の問題、今よく言われておりますので、加害者、被害者を含めて、そういうところにきちんと理解を示して、コロナウイルスに対応したいというふうなことで、28校のうちの7・8校は、各学校で具体的に道徳の授業で取り組んでいます。それ以外はですね、学活ですか、あるいは全体朝礼の中で校長さん方がきちんとその話をして理解を求めて情操を図っているということの報告がありましたので、申し上げたいと思います。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。もう素晴らしいというふうに思います。やはりこの経験をですね、まだ学校という中で、ただ授業を教えるだけではなく、今、その情操教育、呼ばれている中で、やはり全世界中、今おっしゃったように、やはりその差別の問題、そういったものが浮き彫りになっております。そういったところから、新聞等でも、地元紙の新聞記事にもありましたように、差別を含めてですね、今回のコロナに関するそういったものも含めて、いろんな記事が出ておりました。そして今、28校が取り組み、他の学校にいたしましても、学活やその全体朝礼、様々なところで活用と申しますか、活かされているというふうにお見受けいたしました。そういったところでは、是非子どもたちですね、やはり心豊かな、心優しい、そしてまた相手を思いやる、また自分を思いやる、そういった教育が身になっているから、そういったものにもすぐつながっているんだなというふうにも思いますし、そういったものを、是非、今の教育委員会の方針含めて、是非、推進を図っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、次の③のこの新型コロナウイルスへの対応ということでございますが、この件につきましては、同僚議員がこれまで、この2日間につきまして、多くの議員が聞いておりますので、この件に

つきましては了解をいたしました。割愛をさせていただきたいと思います。

それでは次にですね、④運動会や修学旅行、様々な学校イベントに関わる行事等への対応ということでお伺いをいたしたいと思います。

学校におきましては、私、先ほども申しましたが、この授業時数の確保の観点からですね、複数の学校の方々からは、運動会前に行われるクラスや全体練習の時間をその授業に充てると。そしてまた、そういう形でコマ数を充てることによって授業時数を確保すると。そしてそういうふうに振り替える学校もあるというふうにお聞きいたしております。そのようなことからですね、この運動会、これからですね、行われる運動会や、また修学旅行、5月に多くの学校が行われるわけですが、多くの学校が10月や11月、そしてまたこれまでの予定どおりということありますが、やはり今後どうなっているのか分かりませんけど、またそれは派遣、修学旅行を派遣する、そしてまた受け入れるという立場におきましても、御見解をいろいろと御見解をお示しをお願いしたいなというふうに思いますし、やはりこの新型コロナの状況におきましては、実施などもやはり心配をしております。後は修学旅行だけじゃなく、運動会やそういったイベントですね、そういったことにつきまして、御見解をお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。各学校におきましては、新型コロナの影響で学校行事の中止や延期の判断がなされております。また、修学旅行につきましては、1学期実施予定の全ての学校が11月及び12月に実施すると、延期をしているところです。運動会や体育大会につきましては、現時点では実施の予定でございますが、各学校の実情に応じて新型コロナ拡大防止の観点からの内容を検討しなければならないだろうという思いは持っているところです。ただ、島の伝統的な風習からしますと、やっぱり弁当を作つて、子どもたちや親族が弁当を囲んで昼食を食べて、また午後から競技をすると、これが理想ですから、第2波が襲つて来ない限りは、こういうことも可能じゃないだろうかということも、私自身考えているところです。そういう意味では、一両日中に臨時の校長会を持ちまして、その中で先生方の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、第2波が襲つて来なければ、非常にスムーズに学校もいくであろうということは考えているところでございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。その判断というのは、今、校長会、教頭会、いろんな会議があるとは思うんですけど、その辺りは教育委員会の県の方針や、市の教育委員会の方針がありまして、後は各学校に委ねるという、その辺り、ちょっと教えていただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それぞれの学校や地域の事情がありますから、そういうことにつきましては一定の線があつて、それぞれの学校に任せることになると考えております。強いて申し上げますと、いわゆる先ほど申し上げましたように、みんなで弁当を囲んでやろうかというところもあるでしょうし、やっぱり状況によっては午前中で切り上げるかという場合もあるでしょうし、そのことについて私どもとしてはとやかく申し上げることはございませんが、学校に委ねたいということでございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そこで、ある学校の先生方が心配していたのは、そういう時数を、やはり大規模校だと、いろんなところではそういう授業を裂きながら、授業時数をしっかりと確保、担保していきたい。しかしながら、その部分、半面、そういう部分を取り入れることによって、やはり運動会とかに影響が出てくるだろうと、そういうものを危惧するというふうなことを考えながら、やはり、うちの学校はそうだけど、ほかの学校が普通に実施した場合、うちの学校はどう思われるんだろうとか、そういうことも心配していた学校もありましたので、是非、参考までにお願いします。

⑤の質問につきましては、弓削議員が質問し、またその答弁におきまして理解をしておりますので、是非頑張って、子どもたちや保護者、また指導者、またそういったものに対して報いていただきたいなと。そこに対するそのコロナ対策はどうなっているのでしょうか。簡潔にお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。感染拡大防止対策につきましては、特に部活動の集大成の場がなくなる3年生、あるいは小学6年生が大変だということで、私どもも大変危惧しているところでございました。今、土・日の開催は中止連はできませんから、連盟の方々にお願いして、できるだけ練習したくだけを子どもたちに披露させるようにしたいということで、今、調整をしているところでございます。申し上げますと、バスケットボール競技には、既に実施されておりまし、陸上競技大会は全国中学校通信陸上競技大会鹿児島県大会というのを実施するということも聞いております。名瀬地区では奄美市の連盟がそれぞれの種目を、できる分についてはやるということでございますので、そのコロナ対策をしながら進めていくことになると思います。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。私もですね、そのコロナに対しての注意喚起、注意事項ということを読ませていただきましたが、ものすごい数があって、やはりそういった中で子どもたち、是非、コロナ対策を行いながら、やはりゲームや大会を開催するには、是非、注意していただきたいなというふうに思います。

最後に、鹿児島国体の開催の有無についてでございますが、今年の国体開催について困難、そしてまた次年度からの三重県をはじめとするですね、4県での連名をスポーツ省、関係機関に要望書を提出した、そういうところなんですが、開催地である奄美市におきましては、県からどのような報告、または意見を求められたのか、そのようなことについて、そしてまた、思いが、思いはないですね、思いは時間がありませんので、お示しをお願いしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） とりあえず県のほうからの報告というのは、正式にはございませんで、先だっての県議会の一般質問の中で、県知事のほうの答弁としまして本年秋の開催は困難でありますとの答弁がなされたところでございます。奄美市としましても、これまでの準備が報われる対応を、国や県など、関係団体の皆さんに大変強く望んではいるところではございますが、いずれにしましても本年秋の開催はないということでございますので、1年延期になるのか年度中の開催になるのか、決定がなされた時点で速やかに対応できるよう体制を整えてまいります。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前1時45分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

はじめに、新型コロナ感染症でお亡くなりになられました皆様に、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、感染症で治療中の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、感染症の治療のために現場で戦われておられる医療従事者の皆様はじめ、感染リスクの高い中で市民生活を支えてくださっております全ての皆様に、心から感謝と敬意を表します。新型コロナ感染症の早期終息を心から祈らせていただきます。また、この4月の移動で初めての定例会をを迎えます部課長、また職員の皆様、どうぞよろし

くお願い申し上げます。

ここで危機の時代を生きるとして中部大学の酒井吉廣教授のお言葉をお借りしたいと思います。コロナ危機から国民を守るために、各国の政府に求められるものは、との問い合わせに、氏は国民の健康、生活を第一に考えられるかどうか、端的に言えば庶民ファーストの政策が大切になってくるでしょう。そうした視点に立脚するためには、様々な困難を抱える他者への配慮は欠かせません。ここでも利他、他人を利する人のために尽くす日本人が持っている精神でございますが、この精神がポイントになってくると。庶民ファーストの観点から、日本においても4月に一律10万円給付の実施が決定をいたしました。理にかなった政策といえると。特に所得制限などを設けずに、一律給付とした点については、社会に分断線を作らないという意味で適切な判断だったと思う。実現に尽力した公明党の功績は大きいと、また、成立のプロセスにも注目してほしい。日本では官僚主義で政策が立案されるケースが多い、その中で今回のように国民の要望が政策を変えるという形に結実すること自体、非常に珍しく、政治史的見ても意義のあるものだと思う。ウイルス感染という世界的危機が起こる今、シンク・グローバリー、アクト・ローカリー、地球規模で考え、地域で行動する精神が私たち一人一人に求められていると言える。こうした視点を持つためにも、何が必要か。グローバル社会の今、環境問題や感染症対策、経済対策などについても公共性が求められている。しかし現在、世界各地で自国優先主義の動きが勢いを増しており、公共性の精神に立脚できない、できていないのが現状。シンクグローバリーの精神を体得するには、自分さえ良ければよいという考え方から脱却し、利他の精神に裏打ちされた他者への想像力が必要となってきた。分断から協調への流れを作るためにも、自分とは異なる他者との共生の哲学が求められていると締めくくられております。

公明党といたしましても、国連が掲げるSDGsの理念、誰一人置き去りにしないとの言葉を掲げながら、現在、給付作業をしっかりと進めておられます特別給付金10万円、一人も残さず支給が完了できますように、この目的に、完了ができますように、職員はじめ、地域の民生委員ですか、自治会長さん、また嘱託員、駐在員の皆様等にも御協力をいただきながら、一人残らず支給をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、一つ目の質問に入ります。子どもの安心・安全について、(1)新型コロナウイルス感染症対策で、緊急事態宣言の1か月延長が2020年5月4日に決まりました。全国では休校の継続延長を求めた学校も少なくなかったようです。学校休校、そして外出自粛などが継続し、自宅で過ごす時間が増加し、地域での見守り等の機会も減少。児童虐待のリスクが高まっておりました。子どもの命が脅かされることなく、様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を作り、また、児童虐待の早期発見、また早期対応につなげるために、実施するものしております。

そこで質問ですが、①このプランの実施主体と、また本市における支援が必要な児童・生徒、また特定妊婦等について、現状を伺いたいと思います。実施主体は要保護児童対策地域協議会、略して要対協ということになっておりますが、具体的に伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速栄議員にお答えいたします。

議員御案内の「子どもの見守り強化アクションプラン」は、令和2年4月27日付けで厚労省より示されております。様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子どもたちを早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する取組でございます。このプランの実施主体は、奄美市の子どもの見守り体制である「奄美市要保護児童対策地域協議会」となっております。同協議会は、要保護児童の適切な保護、又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を、児童相談所

や保健機関等の関係機関と連携して実施するために設置いたしているところでございます。

対象者は支援対象児童及び特定妊婦となっております。支援対象児童とは、当協議会に登録されている保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認める児童等であります。特定妊婦とは、家事や育児能力に問題があり、家族の支援が希薄など、養育環境に問題を抱える妊婦や、母親が疾患等のため育児に不安がある妊婦、若年妊婦等とされております。令和2年5月末現在、支援対象児童は113名、特定妊婦として把握いたしておりますのは14名となっております。以上でございます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、この要保護児童、要対協ですね、要保護児童対策地域協議会の具体的な見守りの実施方法について説明をいたします。

まず、特定妊婦でございますが、これについては子育て包括支援センター、健康増進課の中にあるんですけども、その中でこの状況を把握しており、先ほど申し上げた対象の妊婦に対しまして、母子手帳を交付した後の早い段階から病院とも連携しながら、定期的にセンターの保健師、助産師により、訪問や電話による保健指導を実施しております。また、一般的の妊婦につきましては、はぐくみ育ち見守り隊、通称黒うさぎをおばちゃんと言っておりますけれども、による妊婦訪問を実施しております。妊娠期間に最低でも1回は訪問しているという形です。

支援児童につきましては、定期的に保育所、幼稚園、学校、スクールソーシャルワーカー、民生委員、児童相談所などと連携を取りながら情報交換を行っております。特に支援が必要な家庭には、市の家庭相談員などが訪問を行っています。また、支援児童家庭にフードバンクからの食料品の配布や子どもの洋服や日用品等のリユースも行っているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） 市長、また部長、御答弁ありがとうございました。今、見守り体制の詳細がよく分かりました。しっかりとまたこの児童が113名、そして特定妊婦が14名ということで、本当に多くの人数が、数字がでているということは、それだけ掌握がしっかりとされていて、見守りがされているということの証だとは思いますけれども、本当にこのような子どもたち、また特定妊婦の皆様方に、しっかりと寄り添った支援をですね、今後ともまた行っていただきたいと思います。しっかりとアットリーチもできているような印象を受けましたので、それも本当に感謝を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

また、この中で2番目の質問にも入りますけれども、民間団体の子ども食堂、先ほどたくさんの方が出でましたけれども、市の体制も聞かせていただきましたけども、この民間団体の子ども食堂とか、市内でも何カ所かされていたりとか、地域ごとにやっていたりとかすることもあるみたいでけれども、そこら辺も連携ができるのかどうかということで、今回、支援対象児童と見守り強化事業ということで、また新たに厚労省のほうでも事業を設けているんですけども、子どもの見守り強化アクションプランの取組を増進するためということで、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、この要対協とともに支援の対象児童、先ほど言いました対象児童ですか、登録されている子どもたちの家を訪問するということで、訪問しているということはよく分かりましたので、その状況の把握や食事の提供もされているというふうにも先ほどおっしゃっていましたけども、生活指導を通した子どもの見守り体制を強化するための事業という事でございますけども、この事業主体は地区町村であるということで、奄美市がやっているということで、民間がやっているその費用に対しても、今回、全額国費で4月1日までに遡及できるということで、民間団体等との支援スタッフの人件費ですか、訪問経費なども事業実施に係る経費が今回の補正にも組まれているというふうに聞いておりますので、ここでちょっと聞かせていただきたいんですけども、本市における要対協と子ども食堂ですか、そういった民間の団体との連携がしっかりと取れているのかどうか、現状をお聞かせいただくのと、また、今後の取組等についても伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それではお答えいたします。議員御案内のとおり、支援対象児童等見守り強化事業というのが、今年度の5月27日に閣議決定されて、つい先日、国との第2次補正予算ということで成立をしたところです。先ほど申しました子どもの見守り強化アクションプランをより強くと言いますか、より強固にという国の意思が現れているものだと思います。

御質問の子ども食堂についてですが、子ども食堂は貧困対策と併せて、地域の方が無料または安価で栄養のある食事や和やかな団らんの場を提供して、子どもたちが楽しく食事の機会を得るということで、子どもの居場所づくり、地域で子どもを育むという面からも有意義な取組になっていると考えております。本市では6カ所開設されておりまして、NPO法人や個人によって運営をされているというところです。

しかしながら、これまで子ども食堂に対しては、その自主性、自発的な取組というのが一番の特徴でございました。それゆえの多様性というところもあったと思います。それらの自主性、自発性を尊重しておりましたので、特に市との連携というのはしておりませんでした。ただ、今回の情報、事業が新しくなったというふうな情報提供を行うなどして、見守り体制、子ども食堂に対しても見守り体制の強化ができるかどうかを検討して、打診をしていきたいと思っております。

それと加えまして、本来、子どもの見守り強化ということで、国が支援する民間団体等については、現時点ではない状態であります。ただ、国の補助事業の中でですね、養育支援訪問事業でありますとか、子どもの学習生活支援事業なども実施しておりますので、それらは民間に委託してやっておりますので、それらの活動も見守りの一環であると言えないことはないと思いますので、それらも含めまして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。この子ども食堂に関しては、県のほうでもすごく取組をしておりまして、奄美市でやっている子ども食堂の一つの団体が、県のほうに登録をしているというふうにもお話を聞いておりますし、その件だけではなくて、やはり市内でも6カ所やっているということでしたけど、その横の連携もしっかりと取っていただきながら、各地域ごとにされている、ボランティアではございますけれども、自主的にやられていると思いますけども、そういったところともしっかりと連携を取っていただきながら、支援も含めながらですね、しっかりととしたまた子どもの見守り体制を、今後も強化をしていただきたいというふうに要望しておきます。

また、この休校時における児童、その見守りなんですけども、児童虐待とかですね、またいろんな意味で休校になったときにDVですとか、そういったところも相談があったのか、なかったのか。もしあったら、どういった対応をされたのか、お答えできるようでしたらお願ひいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） コロナの休校中の虐待等の報告については、特にこの休校によってという連絡は受けておりません。ただ、国からのそのDVとかも起こりやすい環境にあると、そういうお達しは何回も来ておりましたけども、直接虐待があったとか、DVがあったとかいう話は聞いておりません。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございました。やはりリスクが高くなる、どうしても密になると、そういったリスクも高くなると思いますので、今後ともまた見守りをよろしくお願ひいたします。続きまして、教育行政の質問に移らせていただきます。次の質問ですけれども、（1）学校現場での新型コロナウイルスの感染症の対策についてということでございますが、もう当初からたくさん他の議員も質問させていただいているところなんですけど、私もちょっと一つだけ質問させていただきたいと思います。詳細は承知をしておりますけれども、①の学校現場での危機管理体制についてということでございますが、第1回の新型コロナウイルスがありまして、第1回目の奄美市の新型コロナウイルス

感染症対策本部会議というのが4月7日の日に第1回目が行われておりますけれども、この日に緊急事態宣言を受けた各部署における強化事項ということで、総務部と保健福祉部、笠利総合支所において、そして教育委員会より示されておりまして、その中で、教育委員会においては教師のマスク着用について、本日の校長会で教育長からマスクの着用について指示を行ったというふうな文言がございました。また、感染者が出ました後の4月17日には、第2回目の会議が開催されておりまして、その中で緊急事態宣言の地域拡大を受けて、教育委員会、また福祉政策課の対応について、園児・児童・生徒、また保護者等が鹿児島県以外の都道府県へ行き来し、宿泊滞在した場合の対応について、2週間の自宅待機の協力依頼を行うという内容でございましたけれども、この質問を入れましたのは、小・中学校の入学を控えた学校現場の先生より、このコロナ感染症への学校現場の危機感が足りないというような趣旨の御相談というか、お電話がございましたして、4月6日に教育委員会のほうに聞き取りをさせていただいた経緯がございましたして、翌日の7日の日に校長会の中でお話をいただいたかなというふうに思いましたけども、要望を出したところです。学校の経営は長である校長先生ですかとか、また教頭先生がどのような危機感を持ちながら、また現場の先生と児童・生徒へ、また学校全体への感染を防ぐためのリスク管理をしたか問われているふうに私は考えますけれども、この学校現場の危機管理体制の現状をお示しいただきましたら、よろしくお願ひいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。ガイドライン等の周知につきましては、学校における新型コロナ対策について、文部省や県の通知を受けまして、市教育委員会といたしましては市内の幼稚園、小・中学校に対し適切に対応するように、何度か通知をしたところでございます。各学校におきましては、それらの通知及びガイドラインに沿って、校長のリーダーシップのもと、職員会議などが開催されまして、全職員の共通理解のもとに学校の実情に応じた共通実践がなされたというふうに考えております。

本市で新型コロナ感染が報告され、市民の皆さんはもちろん、各学校の警戒体制も、より一層強まったというふうに思います。学校におきましては、集団感染の可能性もあることから、何度も時間をかけて職員会議などを開催し、大規模校や小規模校のそれぞれの実情に応じた感染防止の取組を行ったところでございます。

そこでですね、議員御指摘の「各学校において危機管理体制に差がある」と感じられたことにつきましては、これまでに経験のないコロナウイルスの対応でございましたので、当初は学校でも大変な戸惑いがあり、手探りで対応していたということもございます。現在はそういうことはございませんが、今後は更に校長の強いリーダーシップのもとに、徹底した職員の共通理解・共通実践、保護者などへの周知を指導してまいりたいと考えております。

更に、消毒液やマスクといった物的資源が全国的に不足する中でございましたが、教育委員会といたしましては、4月初旬の早い段階で石鹼、消毒液、次亜塩素酸を市内全ての幼稚園、小学校、中学校に配布し、態勢を整えたというところでございます。マスクにつきましては、国からの配布や各種団体からの無償による御提供がございましたして、大変ありがたく助かったところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。しっかりと今、感染後の危機管理の体制がよく今、教育長の答弁で分かりましたので、しっかりとまた、その危機管理をですね、しっかりとまた持っていただきながら、子どもたちの安全を守っていただきたいと思います。

先日、市内の学校の先生にもちょっと、何件か聞き取りをさせていただきました。状況を、今の現状を確認させていただきました。暑い中ですので、エアコンもしっかりと入っていることと、マスクの着用は、全員まではいかないけども、適宜使用しているということでありました。給食の配席はどうしているかと、ちょっとお尋ねしたときに、しっかりと前を向いて隣り同士、前を向きながら、対面にならないような形で食事はしているというふうにお聞きしましたし、また、気温も上がり熱中症も心配され

る中でありますので、体育の授業ですか、いろいろなところも配慮しながら、児童・生徒がリスクを回避しながら、安心して学校生活が送れますように、今後とも危機管理をよろしくお願ひ申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、次の質問でございますが、学校休校から再開までの課題ということでございますが、ここも他の議員も聞いているところでございますが、ほかに追加することがございましたら、御答弁お願ひいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。臨時休業につきまして、各小・中学校では新型コロナ感染症対策として、保護者の皆様に「臨時休業中の児童・生徒の家庭での過ごし方」を示し、御理解と協力をいただいたところでございます。また、臨時休業中の課題につきましては、各小・中学校において家庭へ電話連絡をしたり、あるいは家庭訪問を担任の先生が実施したりいたしまして、連携を図ってきたところでございます。外出自粛による子どものストレスや、休業期間の生活リズムが確立できていないなど、課題もいくらか残ったと感じております。

次に、学校再開に向けての課題につきましては、臨時休業中の学習時間をどのように確保するのか、大勢の子どもがいる教室にて、どのような形態で授業を行うのか、大勢が参加する行事をどのように運営するのか、修学旅行は延期をしたもの、今後実施できるかなど、まだ多くの課題もございます。

学習の遅れにつきましては、4月20日から5月6日までの休業期間における授業時数を確保するため、現在、各学校においてそれぞれで対応して挽回をしているというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、臨時休業中の学童クラブとの連携でございますが、このことにつきましては、私ども教育委員会といたしましては、各学校と連携しまして、学童クラブから要請がございましたら、確実に対応して学校施設を開放するなど、協力するという建て前で進めてきたところです。また、学校としましても、柔軟に子どもたちの受け入れ体制を整えながら、学校の先生方も協力をしてきたということは御理解ください。

子どもたちの休業中のあらゆる不安の解消のために、各学級担任をはじめ、副担任、学年主任、養護教諭などの全校態勢で家庭訪問や電話連絡を実施いたしまして、生活面や学習面の様子を検証したり、健康上の不安などについて対応したところでございます。

更に、奄美市スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーも一緒になって、主だった気になるような家庭を訪問していただいて、児童・生徒や保護者の不安の解消に努めたということもございます。それからもう一つは、職員室の3密状態につきましては、各学校において必要な会議を精選したり、あるいは連絡事項等ではプリントを活用したりいたしました。そして、空き教室のある学校では、広いスペースを、会議室を使ったりしてですね、そういうこともございました。

今後はですね、6月に、今月ですが、市内全職員の校務用のパソコンにグループウェアが設定されることになります。したがいまして、これを活用して連絡事項やメッセージはそれぞれの個人的にやり取りができるという状況になってきますので、情報機器を積極的に活用することを視野に入れることによって、更にこの3密も防げるのではないかと思うかと。ただ、私は学校において気になるのは、子どもたちの密がなかなかうまくいかない場合もあるということで、今、状況を判断しているところです。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。詳細においての説明ありがとうございました。今、次の質問にもあれなんですけども、書かれておりますけども、6月から、校内の教職員の方々がオンライングループを作って、オンラインの会議みたいな、そういうのをやる、始めるということで、スタートするということですね。新しい取組ということですね。分かりました、ありがとうございます。この中で気になったのが、学校が再開してから、学校に行きたくないとか、不登校というんですかね、学校に行きたくないという子どもたちがいなかつたかどうか、そこまで一つだけ聞かせていただけませ

んか。

教育長（要田憲雄君） 子どもたちが当初、休みに入った時には、大変喜んでいましたですね、休めると言って。どころが日が経つくると、結局、両親もいらっしゃらない、食事もなかなかできない、そういう意味で非常に子どもたちもストレスが溜まったりした例もありました。ただ、学校に出だしてからは、かなり子どもたちも前向きに頑張っているという、それぞれの校長から報告を受けております。先ほど、午前中に給食の問題を出しましたが、やっぱり子どもたちに給食をあげるということは、非常に私自身が大事なことだと思っておりますので、更に市長さんと相談しながら進めたいと思っております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。前向き、不登校児は今いないということで理解いたしました。ありがとうございます。次の質問に入らせていただきます。次はオンライン授業の環境整備の加速化ということで、ここもまたGIGAスクール等で他の議員も聞いておりますけれども、ちょっと確認させていただきます。本年度中にタイムスケジュールとして本年度中にネットワーク環境整備と全校の児童・生徒へのタブレットの端末が準備をされるということ、また、活用方法は教科書のQRコードの読み込み等で活用されるということですね。そしてインターネットを使って調べ学習ができるようになるということ、また、令和3年度には学習ソフトを導入するということでございましたね。そういうふた答弁だったかと思います。今後、コロナ第2波が来て、学校が休業になった時は家庭でのオンライン学習ということも、今後可能になるというふうに思いましたので、よろしくお願ひします。

ちょっとタイムリーな新聞の記事がございましたので、読ませていただきます。昨日、15日付けの教育新聞なんですけども、このウィズコロナ時代の学校像ということで、社説がございましたので読みます。全国の大多数の地域で学校が再開されて早2週間、子どもが学校へ向かう姿を見て、日常が徐々に取り戻しつつあることを実感し、ほっとした人もいるだろう。学校再開にあたって子どもや教職員の安全・安心の確保はもとより、授業の流れを、遅延をどのようにして取り戻すかが大きな課題であったと。まさに学校が一丸となってカリキュラムマネジメント力を發揮する時だ。その進行状況はどうだったろうか。ところで、もう一つの重要な課題が忘れられているのではないだろうかということで、新型コロナウイルスの第2波、第3波に襲われ、再び学校を休業をせざるを得なくなった時の対応であるということで、5月11日、文科省が開催した学校の情報環境整備に関する説明会では、かつてない強烈な表現をしてICT活用の必要性を情報教育、また外国語教育課長が訴えられた。今は前代未聞の非常時、緊急時なのに、危機感がない。ICTオンライン学習は学びの補償に大いに役立つのに取り組もうとしない。使えるものは何でも使って、できることから、できる人から、既存のルールにとらわれず、臨機応変に何でも取り組んでみる。ここまで厳しい言い方をした背景には、逃げ切った感を持つ自治体や学校が少なからずあることは、想像に固くないということで、一人1台、パソコン環境とするためのかつてない国家予算がつきましたけども、管理されるまでの今こそ、保護者が持つスマートフォンやタブレットなど、使えるものは何でも使って、家庭のネットワーク環境調査などで、できることからオンライン授業などを、できる人から既存のルールに囚われなくて、臨機応変に取り組んでみてほしいということで、実践者のこのもとには、学校や家庭の環境格差を理由に、批判的な意見も寄せられることがあるだろう。でも、私たち大人が生きる力を發揮し、課題を一つ一つ乗り越える姿を子どもたちに見せることがウィズコロナ時代の新しい学校と捉え、まずは一步踏み出そうということで記事がございました。

その後に、その中で、他にですね、これは広島県の教育長の平川さんの、女性なんですけども、記事の中で、これまで不登校の子どもや授業についていけない子はおいてけぼりになってしまったことがあった。オンラインでやりとりをした場合、個別最適化された学習ができたりとかすれば、このような、おいてけぼりになる子どもたちが少なくなるのではないかという問題解決もできるのではないかというよ

うな記事も載せておりました。しっかりとまたこのコロナ時代、新しい価値観が求められる時だと思いますので、新しいことにしっかりと勇気を持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入らせていただきますけれども、市民生活についてということでございますけれども、高齢社会の到来を見据えて、2000年4月にスタートいたしました介護保険制度が、今年で20年を迎えました。2040年には高齢者人口が約4,000万人に達するとの予測もございます。更なる高齢化の進展に伴い、国の介護保険の総費用は自己負担分を除いても、2025年には15兆円を超える、サービス利用者は605万人に上ると予測されているとの記事がございました。平均寿命の延びとともに介護期間が長くなり、ケアの内容も複雑になってきております。そのような中、財源問題や、また人手不足、介護者の待遇改善など、制度の維持にどう取り組むのかという課題も出て来ているのではないかでしょうか。

本市におきましても、人口に対する高齢化率も30パーセントを超えるでしょうか、になってきておりますけれども、高くなっておりまして、一人暮らしの高齢者ののみの世帯も増えていく中で、今後、医療制度改革によりまして医療ニーズの高い中重度の要介護者を支えるための小規模で多様なニーズに対応できる看護多機能等のサービスを整備する必要があるのではないかというふうに考えております。2012年度の介護保険法の改正により、新しいサービスとして看護小規模多機能事業が創設をされております。そこで質問に入りますが、まずこの看護小規模多機能事業というのは、どのような事業かを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度における地域密着型サービスの一つで、小規模多機能型居宅介護のサービスに、訪問看護のサービスが加わったサービスとなります。具体的には、通所・宿泊のサービスと訪問介護・訪問看護のサービスを組み合わせることで、医療ニーズの高い高齢者の方が「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」の四つのサービスを一体的に受けることができ、また急な泊まりや夜間の訪問介護・看護にも対応できるため、利用者や家庭の状況が変わった場合でも、臨機応変にサービスを提供できるのが特徴で、利用料は月定額制となっているサービスでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 説明ありがとうございました。繰り返しというか、確認のためにですけれども、いつも、この事業所の特徴といたしまして、部長が説明していただきましたけども、一つ目には、サービスが一体なので安心であるということで、重複しますが、「通い」と「泊まり」と「訪問看護」と「訪問介護」ができるということですね。それとまた利用料は月定額制ということなのが、これが基本で安心であるということと、まだ三つ目には、医療日数の高い方でも安心して利用ができるということ、四つ目には、高度な医療が必要な人にも対応することによりまして、人生の最期まで、住み慣れた自宅で暮らせるようになるということが可能になるということでございます。五つ目には、柔軟にサービスを変更できて安心ということで、利用者の家族の状況が、先ほどおっしゃいましたけど、変わった場合でも、ケアマネージャーさんが通いと泊まりと、また訪問看護、訪問介護を臨機応変に組み合わせながらケアプランを作っていくことでしたので、しっかりとまた柔軟性のある、またこういったサービスだとは思いますので、御紹介をさせていただきます。

そこで、一つ目の次の質問に入りますけども、第1期目の障害者・児童福祉計画を加えました第5次のチャレンジプラン奄美の中にですね、市長の御挨拶の中でございましたけれども、自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域づくりを基本理念に、現状と課題を踏まえ多様化するニーズにしっかりと対応するために、各種施策を推進していくこととし、障害児・者のみならず、子どもからお年寄りまでの全ての皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境づくりこそがまちづくりの最優先の、また最大の目標でありますということでございました。本市における重度心身障害者・児を、障害児を支援す

る児童発達支援及び放課後等児童サービスの事業所が本市には1カ所ございますけれども、その事業所におきまして、今年の3月でございますが、そこに通う重度心身障害児の医療的ケアが必要なお子さんが、卒園をされました。その中で、その利用されている方ですけれども、私もちよと招待を受けましたので、その中で卒園式に出席をさせていただきまして、その現場を、現場というかですね、御挨拶もさせていただいたところなんですけれども、本当にこう、その一人の子どもさんですけれども、医療的ケアが必要ですので、自分では何もできないということで、車いすというか、乗せられて、その子を囲んで、保護者ですか、おじいちゃん、おばあちゃんも来られて、職員の皆様も、本当にこう喜びの中で卒園式を、迎える設営ですか、いろんなことも心温まる設営とか、言葉かけとかですね、本当に感動したのを思います。その中で、保護者の方の思いを様々聞かせていただいたところなんですけれども、やはり医療的ケアが必要なお子さんというのは、自分で何もできないわけですから、やはり家族ですか保護者の手助けをいただかないで何もできないというお子様でございますので、そのお子様の現状を目の辺りにしたわけですけども、しっかりとこのようなお子様が、本当にこう、御自宅での生活のために家族の付き添いというのが欠かせないというのはあるんですけども、デイサービスに行く時だけは、送迎で送り迎えがして、そのときは家族も少し休めるという形になると思います。その卒園した後は、養護学校に通うということで、訪問看護のケアを受けるということでございましたけども、家族にとつても医療的ケア、やっぱり外すわけにはいかないです、家族にとってゆっくりする、お休みというかですね、少し家族の負担も大分大きいわけですから、そういった意味でも保護者、その家族の負担を軽減するために必要な、そういった医療的ケア児が通えるというかですね、ショートステイできるような宿泊型のそういうサービスも必要ではないかと思いまして、次の質問に入りたいと思います。

二つ目に、今、障害者と、国のはうでも障害者と、また介護、高齢者ですね、二つのサービスが一緒になった共生型というので、今進められていると思うんですけども、そういうことも含めてなんですが、二つ目に、本市には医療的ケアが必要なお子さんのショートステイを行える施設がないのが、ないんですけれども、本市としてこのことに関してどのように捉えているかをお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。本市におきまして、吸引・吸入や人工呼吸器、在宅酸素、気管切開部の管理等の医療的ケアが必要なお子さんは、身障手帳の取得状況などから、重度心身障害児を含む10名程度と推定されておりますが、議員御指摘のとおり、医療的ケアが必要なお子さんのショートステイを行える施設は、本市にはございません。

したがいまして、医療的ケアの必要なお子さんが宿泊を伴う支援を受けようとする場合は、障害児支援施設や病院などの医療機関と相談の上、必要な支援を受けることになりますが、現実的にはなかなか難しく、ほとんどの場合、ショートステイを利用せず、訪問看護や居宅介護、児童発達支援・放課後デイサービス等の障害児通所支援等の障害福祉サービスを組み合わせながら、自宅で過ごしているのが現状です。

今後は、家族の負担軽減を図る意味でも、障害児通所支援を実施する事業所が、医療的ケアが必要なお子さんを受け入れる体制づくりについて進めていくことが重要であると考えております。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。前向きな答弁、ありがとうございました。その重要性をしっかりと分かっていただいた上で、次の質問に入らせてもらいます。3番目ですけれども、本市は本年度第8期の高齢者保健福祉計画、また介護保険事業計画策定の年度になっておりまして、この5月25日には第1回目の会議が開かれたというふうには認識しております。また、7月にまた行われるということも認識をしているんですけども、この、先ほど申し上げました看護小規模多機能事業所が開設をできましたら、現在、先ほど言いましたのは、医療的ケア児のショートステイのサービス利用が可能ではないかというふうに思いますので、しっかりとまたこの計画にも必要な事業として取り入れていただきたいとは思いますが、このことに関して答弁がございましたらよろしくお願ひいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。高齢者保健福祉・介護保険事業計画につきましては、地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施及び高齢者福祉サービスの提供等を目的として策定されます。

この地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保を考えた場合に、高齢者において医療ニーズの高い方が、慣れ親しんだ地域と家で、身近な人に囲まれて暮らし続けることをサポートするためのサービスが不足しているようであれば、看護小規模多機能型居宅介護が次期計画に必要な事業であると認識をしております。

しかしながら、需要と供給のバランスは大切であり、本市の通所介護や訪問介護等の事業所数が見込み量以上に充足している場合、むやみに事業所を増やすことは利用者の確保と同時に、サービス提供に不可欠な介護職員の確保も難しくなることが想定され、ひいては介護保険料の設定にも影響が出てまいります。

このような点を総合的に判断しながら、次期計画に盛り込むことが適當かどうかを、今後の策定委員会の中で議論してまいりますので、御理解をお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。しっかりとまた、今後の策定委員会の中でも、申し上げたように議論していただきまして、しっかりと揉んでいただきたいと思います。またニーズ等も踏まえていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本当に最期を自分で迎えたいとの高齢者のニーズもあるというふうに聞いておりますし、また現状では入院して、退院する際は家族で見れない方は、再度入院という形になりますので、しっかりとそういったニーズもしっかりと捉えながらですね、この医療的ケア児が必要なお子さんの訪問看護、ショートステイのサービスへのニーズも調査をしていただきたいと思います。要望書等も出ているというふうに聞いておりますので、是非、前向きな検討をお願い申し上げます。

では、次の質問に入ります。次の質問は、子宮頸がんについての質問でございますけれども、この子宮頸がんは子宮の入り口部分にできるがんでございまして、年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人もの女性が亡くなっています。子育て中の女性が幼い子どもを残して亡くなるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖い病気でございます。この子宮頸がんの原因是、ヒトパピロマウイルス、通称してHPVと言いますけれども、HPVというウイルスで性交経験がある女性の80パーセント以上が50歳までに感染を経験すると言われております。特に、20歳から40歳の若い世代での罹患率が増加しているとのデータもございます。このHPVワクチンは、日本でも2009年12月に承認されまして、2013年4月より国の定期接種となりました。接種後に多様な症状が生じたとする報告によりまして、国は2013年度9月に自治体による積極的勧奨の差し控えを行っております。現在もその状況は変わっておらず、既に6年以上が経過しております。現在でもHPVワクチンは定期接種の対象で、希望する小学校6年生から高校1年生相当の女子は、定期接種として接種を受けることが可能でございます。WHOはSDGsに子宮頸がんの死亡率を2030年までに30パーセント減らすということを目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略としてHPVワクチン接種90パーセントを目標しております。しかし、日本では子宮頸がん患者数、死亡者数とも、近年増加傾向にあり、このままHPVワクチン接種が進まない現状が改善しないと、子宮頸がんの予防において世界の流れから大きく取り残される懸念があるともいわれております。

全国の自治体が個別接種を行わなくなつた結果、接種率は約70パーセントから、今は1パーセント未満にまで激減しております。その中で、子宮頸がんの罹患に関するリスクが定期接種導入以前にまで戻ってしまうと推測されるともいわれております。厚生労働省がHPVワクチンに関する情報の周知を進めるため、リーフレットを作成して自治体に使用を促しておりますけれども、認知度調査におきましては、対象年齢の女性におきましては82.5パーセント、その母親が87.7パーセントが、そのリ

ーフレットを見たことがないということの結果で、個別通知による通知を実施している自治体は、1742自治体中97の自治体にとどまっています。HPVワクチンは定期接種であること、これは定期接種であること、定期接種として接種できる権利、そのものについても周知不足ということで言わざるを得ないということで、現状でございます。この同調査において41パーセントの方がHPVワクチン接種に関して分からぬことが多いためとか、また決めかねているというような回答をしているというふうに聞いております。やっぱり、情報不足ということが懸念されますけども、そういった情報不足の可否を判断できない現状も明らかになったとしております。2019年7月、千葉県の和泉市におきましては、高校1年生女子がいる保護者向けに、市独自の通知を発送いたしまして、定期接種の対象者であることや年度内に3回の接種をしないといけないんですけども、それを終えるには1回目の接種を9月の30日、今のスケジュールで行きますと、その高校生の1年生が3回受けるには、9月30日までにまず1回は受けないと、受ける必要があるというふうな個別通知が、この千葉県ではされたようございます。

そこで質問でございますが、（2）子宮頸がんワクチンの接種について、①定期接種の対象年齢が終了する高校1年生への個別通知の必要性について、また助成期間終了のお知らせ、これは権利で、受ける権利があるということですので、権利失効通知をすべきと考えますが、本市としては、どのように捉えているかお示しください。

保健福祉部長（山下能久君） それではお答えいたします。子宮頸がんワクチンにつきましては、平成25年4月1日から定期接種となっておりますが、同年6月14日に行われた、ちょっと長い調査会になるんですが、読み上げさせていただきます。「平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会」、この調査会においてワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、ワクチン接種後に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。

国が示しております積極的勧奨とは、広報紙やインターネット、ポスターなどを利用して、接種を受けるよう勧奨することに加え、標準的な接種期間の前に、接種を促すハガキ等を各家庭に送ることや、様々な媒体を通じて積極的に接種を呼びかけるなどの取組をしております。

本市におきましても、國の方針に基づき、平成26年度からは個別接種通知を行っておりませんが、今年度末で定期接種対象が終了となる高校1年生に対しては、積極的勧奨とならないような情報提供としての周知内容を検討してまいりたいと考えております。先ほど議員からもありましたリーフレットにつきましては、奄美市のホームページでも掲載しているところでございます。

また、がんの中でも子宮頸がんにつきましては、20歳代からの若い女性に多いがんとなっていることから、ワクチン接種ではなく、がん検診を受診することの必要性につきましては、積極的に周知してまいりたいと考えております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。結果的には、再確認ですけども、個別的な通知は出さずには、がん検診を推進をするという認識でよろしかったでしょうか。もう一度お願ひします。

保健福祉部長（山下能久君） 先ほども申し上げましたが、積極的な勧奨ということで、このハガキ等につきましては、その積極的勧奨に当たるという方針になっていることから、市のほうではホームページにリーフレットを掲載したり、そのような形で周知を図っていきたいと考えているところです。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、了解いたしました。見える形で広報というんですか、そういった、ホームページ等に載せるということではあると思います。ちなみに、今まで、これまで、今年度、直近の2・

3年でもいいんですけども、実際にワクチンを受けられた女子がいるかどうか、確認させてください。

保健福祉部長（山下能久君） これまでの子宮頸がんワクチンの接種につきましては、直近でいきますと平成29年度に2件、令和2年度、今年度に1件という実績になっております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。その高校生というか、自分で意識がある高校生にあたる方なんでしょうか。ある意味、保護者がしっかりと認識した上で受ける形になったのか、そこら辺まで分かりましたら、教えていただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 保護者が分かるような形の広報の仕方。

（「保護者が進めたのか、本人が意識をして受けたのか」と呼ぶ者あり）

保護者が進めたのか、本人が自主的に受けたいということでしたのかという、すみません、このことに関しては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。はい、了解いたしました。じゃ、本市の態度は、態度というか、方向は分かりましたので、了解いたしました。

このHPVワクチンは、現在においても予防接種法における定期接種のA類ということで位置付けられておりましたし、おりますし、実際は制度の周知を行う義務というのがございます。何も知らないまま定期接種の対象期限を過ぎてしまったという市民を出さないためにも、正しい情報を知って、接種の判断をしていただくなれども、個別の通知は必要ではないかというふうに思っておりますので、今後の見解を伺いたいと思います。

また今、本当に少子高齢化と言われておりますけれども、やはり女性の健康を守るために、しっかりとそういったワクチンですとか、がん検診も含めてなんですが、本当にそういったところも必要になってくると思います。今、国としても本当に特定出生率が1.8を目指しているということでありますけれども、やはり、若いうちからの、このコロナの時代にあって、子どもたちが家にいる時間が多くなったりとかしながら、やはりそういったリスクも、小さい低学年のうち、小学生ぐらいから、この前、ニュース報道でしたけども、小学生の子どもが妊娠をしてしまったという相談をしたという、そういう報道もありましたし、また大学生等もですね、本当に妊娠に気づかずに、そのままトイレの中で子どもを産んでしまったという、いろんな事件等にもつながる部分がありまして、それはちょっと別な方向かも、観点かもしれませんけれども、やはりこういった感染リスク等も含めてですね、今後、やっぱり女性の命を守るためにも、しっかりと取組、今後も必要ではないかというふうに思いますので、国の流れもありますけれども、本市としてもそういったところにしっかりと認識をしていただきながらですね、やはり定期接種ですので、受ける権利はあるということで、しっかりと広報も前向きな検討をですね、よろしくお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますけども、このコロナ禍の中で戦っており、また、今本当に経済的にも本当、大変な中で頑張っていらっしゃる方々にも、しっかりとまた今後のエールを送りながらですね、また私も、しっかりとまた皆さんに応援できるように頑張ってまいりたいと思いますので、これで私の一般質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時25分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。インターネットを御覧の皆様、私が最後の奄美市議会の3日目の殿を勤めることになりました。令和2年度第2回定例議会にて一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。

世界中に猛威を振るった新型コロナウイルスで重症化し、42万を超える方々が亡くなられました。連日報道されております。謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患者、感染者が770万を超えているということをいわれております。一日も早い回復を祈ってやみません。新しいワクチンが一日も早く開発されることを期待して、次に入りたいと思います。

世界を震撼させた新型コロナウイルスは、収束の兆しが見えない中、緊急事態全面解除は1か月半ぶり、安倍首相は解除理由について、世界的にも極めて厳しいレベルで定めた基準をクリアしたと説明。その上でわずか1か月半で流行をほぼ収束させることができた。日本モデルの力を示したとの報道がありました。天災や新たなウイルスは忘れた頃にやってくる。人類は天災や悪性のウイルスといつの世も戦い続けなければならない天から与えられた宿命かもしれない。これから油断することなく、気を引き締めて第2波、第3波があることを想定し、水際対策に全力で取り組まなければなりません。連日、報道で親も子もストレスで大変ですと、マスコミが取り上げております。だから、ストレス発散のために外出したいという気持ちも分かります。爆発的な感染拡大に若い人たちに危機感が無いのは当然かもしれません。若い人は感染しても比較的軽症で済むとの報道があるからです。しかし、現実は違います。若い人でも重症化して、一定数以上は死亡するものあります。現実を見つめてください。もし自分の知り合いが、人が、コロナ感染で亡くなられたらきっと悲しいはずです。そして、亡くなった人にうつしたあなたが入院せずに軽症で済んでも、本当に喜べるでしょうか。不用意に動き回るということは、その可能性を増やしてしまうことなのです。今は我慢する時なのだということを、是非理解してください。できるだけ冷静に、そして自分を大切にして、周囲の人を大切に考えてください。誤魔化されないでください。この新しい未知のウイルスも、本当に誰も分からぬのです。過去の類似のウイルスの経験のみで全てを語ろうとする危うさがあるからです。そして、専門家でもないコメントーターがまるでエンターテインメントのように、同じような主張を繰り返しているテレビ報道がございます。視聴者の不安に寄り添うコメントーターは、聞いていても視聴者の心情に快く響くものでございます。不安やいらだちが多い時こそ慎重に考えて行動をとるべきでございます。実際の診療現場の実情に即した意見かどうかがとても重要です。正しい考え方が市民や県民に反映されない不安だけが広まってしまいます。危機感だけ煽り、感情的に的外れのお話を展開しているその時に、国籍を持たず、国境を持たないウイルスは、密やかに感染拡大をしているのです。

これより質問に入ります。1番目に、市長の政治姿勢について伺います。（1）新型コロナウイルスについて、①収束の兆しが見えない中、水際対策が重要な課題と捉えて、本市の取組について伺いいたします。

この後は発言席にて質問いたします。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速川口議員にお答えさせていただきます。

議員の御案内のとおり、全国におきまして緊急事態宣言が解除されました。感染拡大の恐れが無くなつたわけではなく、社会活動が徐々に緩和され、奄美大島への来島者も今後増加していくことが予測される中、感染のリスクも高まり、今後も水際対策が重要であることは、議員がお話のとおりでございます。万が一、第2波、第3波が起こり、感染が拡大すれば、十分とは言えないこの離島の医療体制は、

ひつ迫の危機に陥ることが考えられますことから、これまで県や島内5市町村と協力をしながら実施しております空港及び港におけるサーモグラフィーや非接触型体温計による体温スクリーニング追跡調査につきましては、今後も引き続き実施するよう連携を図ってまいりたいと思います。また、観光面におきましても、感染防止対策を徹底した上で、観光振興に取り組んでいくことが基本と考えておりますので、島内5市町村及び各経済団体、観光団体と十分な連携や情報を共有しながら、共同メッセージを通して市民に感染防止対策の徹底をお願いするとともに、各種媒体等を活用しながら感染防止対策を今後とも引き続き呼びかけてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

16番（川口幸義君） 市長、ありがとうございました。この3日間、コロナ問題だけで終始、皆さん頑張っておりますので、私はですね、コロナ問題はほとんど出尽くしておりますので、この収束の兆し、水際対策について、①なんですが、空港や名瀬港、ここら辺りで皆さんには、いわゆる水際対策に専念をすると、こういうことがありますけれども、それについて、例えば、車で下りられる方々なんかがいらっしゃると思うので、こういった方々については、どのような対策を取っていらっしゃるのか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の定期船から車による下船される方々についての、非接触型体温計による体温の調査は、現在のところ実施していない状況でございます。

16番（川口幸義君） 体温計を計って、そういう実施をして、すり抜けが無いようにですね、やっぱり万難を排して努力しなければ何にもならなくなると思っているんですよ。それから、もう1カ所、港ですね、皆さんのが忘れてはいないと思うんですけども、前肥田港、これは貨物専用港になっておりまして、ここも週に1回か2回ぐらいは貨物船が入ると思うんですよ。ここら辺りのことについては、どのように対応ができるのか、お聞かせ願いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の前肥田、正式名称は赤木名港となっておりますが、調査をしましたところ、本年1月から5月において、不定期に5隻の船が入港しているということでございました。ただ、貨物船ということで、長い停泊ではなくて、貨物の積み下ろしが終わると、また出て行かれるということを伺っているところでございます。また、佐大熊港につきましては、貨物船の航路がございまして、二つのコースがあります。鹿児島・名瀬・徳之島・沖永良部を回るコースと、鹿児島・名瀬・喜界を回る二つの航路を1日1回、日曜・祝日以外に航路を運航しているということでございました。運航されております航路会社にお聞きしましたところ、滞在時間につきましては3時間程度、感染症対策といたしまして、マスクの着用、検温、客室、トイレの消毒も含めまして、感染症対策をしっかりと取られて運航をしているということをお聞きしております。以上でございます。

16番（川口幸義君） マスクをして下りられると、3時間の滞在期間とおっしゃるけど、こういったところがまた僕はね、やっぱり要注意だなとか思っているんですけども、このマスクだけじゃなくて、やっぱり体温もそこで、船の入港する時期は分かっておりますので、そういったことを対応したらいかがでしょうかね。それはやるのか、やらないのか、ちょっと。

保健福祉部長（山下能久君） 今、佐大熊港に入港されている貨物船につきましては、乗組員の方が下船されるのかどうか確認しまして、下船されるのであればですね、体温、検温も含めて実施してまいりたいと思います。また、この実施につきましては、県及び5市町村、共同で実施しておりますので、協議をしながら協力をしながら実施してまいりたいと考えております。以上です。

16番（川口幸義君） はい、よく分かりました。頑張ってくださいね。それでは、このコロナの問題に

については、これは皆さん御存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、私の友人からいただいた、これは横浜医師会のですね、市民向けに発したメッセージをちょっと読んでみたいと思います。

医療機関へ偏見や差別。皆さんは咳をしたり、熱が出たりする人が近くにいたら、きっと嫌な顔をして文句を言うか、離れていくことでしょう。今、この時も医療関係者はコロナ感染の恐怖の中で戦っています。戦っている医療機関の医師や看護師や事務職員にも、子どもや孫、そして親もいます。その愛する人たちにうつすかもしれないという恐怖のうちで、医療職としていう使命の中で戦っています。そして、自分の子どもがばい菌と言われ、いじめに合うかもしれないという悲しみとも戦っております。市中の診療所ならば、医師自身が罹患したら、当然、一定期間休診するばかりでなく、診療所の全てのスタッフやその家族の心配もしなければなりません。そして、自分の家族のそのものに、危害を及ぶことになります。実際に病院の中で、重症の患者さんの治療を毎日繰り返し繰り返し治療にあたり、家に帰っても人工呼吸器の音が耳から離れません。懸命に立ち向かっている医師や看護師の人たちのことを想像してください。そして、恐怖といういらだちと、そしてストレスの毎日の中で生活をしています。分かってください。知ってください。理解してください。感染が拡大すれば誰もが感染者になります。その時、偏見や差別を受けたら、どんな思いをするのか、一人一人が懸命に考えて、不確かな情報に惑わされて、人を決して傷つけないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をするようにしてほしいのです。まして、地域の医療機関の活動が差別意識で妨げられるようなことは、決してあってはならないことでしょう。最後に、一緒に戦いましょう。もう少し、もう少し我慢してください。4週間、何か月、いや1年以上なるかもしれません。病と戦って生きていたという辛い治療と戦っている患者さんもいます。生きていることだけでも幸せだと、是非思ってください。安易に外出して密集・密閉・密接の所には、絶対に行かないでください。あなたの行動が新しい患者さんをつくってしまうかもしれません。お願いします。皆さんは是非我慢と戦って、我慢してください。戦っています。お願いします。皆さんは是非我慢と戦って、我慢してください。戦いは長くて辛いかもしれません、みんなで手を取り合っていきましょう。

これはね、横浜医師会の先生が市民向けに発信したメッセージなんです。このようにしてですね、医師会や医療従事者の皆さんも、やっぱり偏見の目で、都会ではいろいろ見られてですね、大変苦しい立場にありながら、人の生命を救わんという、このね、懸命な努力について、我々は高く評価しなければならないと、このように思っております。

以上、2波に備えてについては終わりたいと思います。

それでは、大きな2番について、指定管理について、（1）指定管理者への行政としての事実上の関与の扱いについて、①指定管理者に対する行政の協定外要請の配置付けについて、これ②まで読みますからね、②まで。これ一緒に答えてください。②不明確な災害時の指定管理者の位置付けについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） それではお答えいたします。指定管理施設の業務の実施に当たりましては、各施設ごとに市と指定管理者が締結をしております基本協定において責任の所在を定めており、大規模修繕については市が実施することとしております。また、日常の維持保全につきましても、基本協定に定めており、例えば、施設の設計上、構造上の原因によるものは市の負担。指定管理者の過失によるものは指定管理者の負担。施設の経年劣化によるものは双方による協議というふうに、費用負担の考え方を施設ごとに定めておりますけれども、金額の線引きを定めているわけではありません。したがいまして、協定外の事案につきましては、市と指定管理者が協議を行うこととしております。

現在、この基本協定に基づいた運営を行う中で、利用者の方々が不便を感じる部分について、軽微な修繕などはスピード感や市民サービス向上の観点から指定管理者の判断により対応をしていただいております。いずれにいたしましても、各施設の状況も様々でございますので、市の担当者と指定管理者としっかりと協議を行い、その規模や原因に応じて「信義誠実の原則」に基づき対応をしてまいりたいと存

じます。

それから、2点目の災害時の指定管理者の位置付けということでございます。指定避難所につきましては、台風接近時などに災害の危険から市民を守るため、また、災害発生時に住居に被害を受けた市民等を受け入れるため、市の責務として開設をし、運営を行うこととなります。

現在、35の指定管理者導入施設のうち、奄美振興会館や奄美体験交流館、太陽が丘体育館など、8施設が指定避難所に指定をされておりますが、各施設の基本協定において指定管理者が実施する業務の中に、避難所の運営に関する業務は含まれておりません。したがって、避難所となる指定管理施設につきましても、指定管理者の御理解のもと、他の指定避難所と同様に、市の職員を配置し、市の責任において運営を行うこととなります。また、指定避難所以外の指定管理施設に、住民が避難を求めて来られた場合の対応でございますが、基本協定の中で緊急時の対応として定めがございまして、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に連絡をすることとなっております。実際、避難者が来られた場合には、一時的に指定管理者にて受け入れていただき、市は指定管理者から連絡を受け、施設に職員を配置して市の責任において避難者の対応に当たることになります。

今後とも避難所としての運営も含め、適切な施設運営がなされるよう、指定管理者との連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

16番（川口幸義君） 部長、よく理解できました。この指定管理についてはですね、市民の方からもよく、ちょいちょい聞かれるもんで、指定管理しているもんで、我々としては意見も言えないだろう、従業員に対してはね。これは要するに法人が受けているわけだから。そういうことで、例えば、今、部長が説明なさったように、災害とか、緊急を要する時には主導権は行政が主導して、その権利関係については、もう移ると、こういう形で、今、説明がありましたので、これについては十分理解できましたので、こういった心配の方もいらっしゃるんです。そういうことで、今回は質問させていただきました。

それでは、③指定管理者による施設の維持管理修繕負担については、どのように分担されていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 指定管理者による施設の維持修繕負担についてでございますけれども、先ほど少し御答弁させていただきましたが、基本協定におきまして、責任の所在を定めておりまして、大規模修繕については市が実施をし、日常の維持保全につきましては、その規模や原因に応じて市もしくは指定管理者により修繕を実施している状況でございます。係る事案が発生した際には、今後とも市担当者と指定管理者との間で協議を行いながら、適切に対応してまいる所存でございますので、御理解をお願いいたします。

16番（川口幸義君） これはある町の件で、ちょっと、この指定管理者の修繕とか、いろいろ、この場合は30万を超えない範囲で指定管理者の責任で修理をすると、こういう話も、書類もいただいたんですけども、こういったことをやると、なかなか指定を受けた業者がやってくれないと、そういうことで市民から結構不満はあるみたいなんですよ。だから、今、奄美市については、こういった修繕に、そういった負担については、まだそういった協定の中には、上限のあはないですか。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。基本協定書の中に、リスク分担表というのがございまして、ただ、金額の基準は決めておりません。ただ、経年劣化とかなりますと、やっぱり市で負担すべきもございますし、軽微な修繕につきましては、市民サービスの向上というところで、直ちに修繕をしてほしいものについては、指定管理者にお願いをする場合もございます。ここもしっかりとですね、指定管理者制度と申しますのは、協定でございまして、契約ではありませんので、対等な立場でございま

す。そういうことで協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） ③の指定管理者による施設の維持管理、修繕負担については、今、部長が説明がございましたので、それについても理解することができました。どうもありがとうございます。

それでは、地方創生関連事業について、大きな3番、（1）農林水産物輸送コスト支援事業について伺います。午前中は我が方の奥議員が伺っておりますけれども、奥議員は逆、鹿児島から奄美に対しての輸送コスト支援事業のことを聞いていると思いまして、私は奄美から従来の輸送コストの支援事業について伺いたいと思いますが、奄美から鹿児島までの輸送費の全額免除、これについては、農林水産物の、いわゆる奄美市で1年間でどの程度の量を、コンテナから鹿児島まで輸送したのか。それから、金額的にどの程度の金額が1年間で執行したのか、それを伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それではお答えします。奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業における本市の農林水産物の平成31年度の実績についてお答えします。

輸送コスト支援事業における農林水産物の対象品目は、野菜が21品目、果実が7品目、花卉が12品目、林産物が3品目、水産物が12品目の計55品目となっております。本市における平成31年度の出荷実績のある品目は、農産物としてカボチャ、実えんどうの野菜2品目、タンカン、スモモ、マンゴー、パッションフルーツの果樹4品目の合計6品目となっております。また、水産物としてマグロ類、カジキ類、ブリ類、クルマエビ、ソディカ、瀬物類及び海ぶどうの7品目でございます。

平成31年度実績といたしましては、農産物全体で輸送量7万9,064キログラム、補助金額として129万2,145円となっております。農産物の輸送量の落ち込みは、平成30年度において、その前年度ですね、カボチャが豊作であったためだと認識いたしております。水産物の実績といたしましては、輸送量が10万9,234キログラム、補助金額が578万8,798円となっております。対30年度比において、輸送量でマイナス39パーセント、補助金額でマイナス47パーセントとなっております。輸送量の落ち込みの大きな原因の一つとして、モズクの不作が原因であると考えております。また、補助金額につきましては、輸送量の減少に加えまして大都市圏への直送に対する補助単価のは正も影響しているところでございます。令和2年度の農林水産物輸送コスト支援事業、実績だけですね、来年度予算はまた、とりあえず実績、実績は以上です。

16番（川口幸義君） 品目はね、今述べられたように、結構品目はあるんですよ。でもこの予算は、もう幾らでも使おう思ったら、あるわけだ。だって、31年度は24億ぐらい交付金をいただいておりますからね、奄美群島。奄美市で輸送コストに農林水産、両方合わせても、たいした、1,000万にも届いてないというところに、僕はちょっと、もっと思いきってですね、農家やら漁業者のところに出向いてよ、もっとこう金をどんどん使えと、送らなければ、この金、使えないのよ、これ。航空路線についてはね、8億なんぼ、昨年は出ておりますけども、今年はコロナの問題で飛行機もほとんど減便が多いわけだから、来年度はかなり、この交付金が余ると僕は思って聞いているんですけども、これはどうですかね。例えば、島から、これはコンテナをいっぱい幾らというやり方なのか、この小さいケースでパッキンで送るとか、こういったものについては補助金は出ないんですか。必ず港に行ってコンテナを利用しなさいよと、こういうことなのか、ちょっと。

農林水産部長（栄 広久君） この輸送コスト支援事業の対象となる品目については、先ほど55品目という説明をしたところなんですが、またその上でですね、ゆうパックとか、例えば宅配便、宅配便で個人宛に送る分については該当しないものなんですよ。あくまでも本土のほうの市場とかに共同で出荷するもの、そういったものだけが対象となるもんですから、だから実際、前年度の決算につきましても、

農協共販とか、そういうもののだけが対象なもんですから、それで大分金額落ちているという状況になつております。以上です。

16番（川口幸義君） これは、あのね、部長ね、やっぱり国交省から毎年20数億の交付金をいただいているわけよ。だから、市長ね、これはやっぱり奄美群島はもっと知恵を働かせて、もう県の主導に乗らない方向でよ、この交付金については、奄美のほうでやっぱり、こうしてほしい、こうしてほしいという要望をしなければ、鹿児島県に実権を握ってもらったんじや、これはどうにもならない。僕は国交省に行ってね、本当に文句を言いたいぐらい。国交省の事務所の方とね、議論してみたいなど、いつも思っている。だから、交付金はもらうけれども、あとはいろんな縛りがあって、なかなかできない。恐らく今年も相当繰り越しでお金が、僕は余ると思っているので、せっかくいただいたお金を使う方法、これがもっと用途をね、広げられればいいんですけども、こういった事を考えた時に、市長の考えは、僕は一緒だと思っているんですけど、ちょっと見解があればお願ひします。

市長（朝山毅君） 輸送コスト支援事業については、平成26年の法改正において、船、それから飛行機と一緒になりました。当時は、20品目、20数品目だったと思いますが、今、55品目ぐらいになっております。その中で、輸送コストについては、以前は県本土と、鹿児島県本土ということの法解釈でありましたが、今度は水産物も沖縄のほうに送れるように3年ほどからなりました。昨年からは、向こうから仕入れるもの、先ほどから奥議員にも話しました肥料も、輸送コストで支援するようにというふうに、法そのものは少しずつ改善、もしくは充実されておりますが、実際の話、この農作物については時期的なものがあります。例えば、一番この中で輸送コストの大きくウエイトを占めるのは、沖永良部、徳之島あたりのジャガイモ、そして花卉、園芸作物ですね、多いんです。それが、ジャガイモは2月、3月に出荷いたします。生産が4月以降になると、年度内の生産ができなくて、4月にまたがるということで、その年度内に不用額が出てくると。その循環が少し、一つのこの事業の隘路になっているということも事実もありますが、議員がおっしゃるように、我々も全ての農産物について、すべての品目について、対象になるようにしなければならないということがまず前提です。ただ、その中で、先ほどからありますように、共販するものについて、そして何名かでストックして送ることが前提条件になって、農家の皆さんや漁家の皆さんに煩わしいことであるということも、我々ももう感じているところなんです。ここは正をすること。したがって、個人でタンカンを送る、マンゴー、バッショウを送る、これ、だめなんですね。個販で家族に、また友だちに送るのはだめ、ゆうパックもだめだということで、やはり、そういうことが一つのこの制度の隘路になっておりますが、今後は議員がおっしゃったことも踏まえて、お互いに連携を図りながら、その思いを伝えて、できるだけ多くの皆さん方により平等に、公平な形で、いわば輸出ですから、輸出、輸入のあれを、域際収支が上手くいくように考えていくたいと思いますので、時間をいただきながら検討していきたいと思いますから、どうかご理解をいただきたいと思います。

16番（川口幸義君） やはり、市長の思いも、我々の思いも一緒だと思いまして、ひとつ、将来的には考えていかなければならぬのかなと、このように思っております。どうもありがとうございました。
それでは、農林水産物の加工、加工品等の輸送コスト支援事業について、伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。実績と新年度予算の数字まで含めてお答えさせていただきたいと思います。

奄振改正により、拡充となった農林水産物等輸送コスト支援事業につきましては、加工品の移出において、1市町村5品目を上限に、生産・出荷に係る輸送コストを補助することで、流通条件の不利性を改善し、生産振興や農業振興を促進する事業として展開しており、本市においては粗糖、黒糖焼酎、そ

れと飲料水の3品目について補助を行っております。

令和元年度の実績につきましては、粗糖がバラと袋を合わせまして108万4,380キロ、金額にしまして447万6,930円、黒糖焼酎が5万1,938リットル、57万1,318円、飲料水が540リットル、これにつきましては1,890円ということになっており、3品目合計で505万138円となっております。

また、今年度予算につきましては、粗糖が1,299万1,000円、黒糖焼酎が113万3,000円、飲料水が35万2,000円となり、3品目合計で1,447万6,000円を計上しております。

輸送コスト支援事業においては、従来、宅配便等を使用した場合は、県本土と比べて条件不利性が生じていないことから、補助対象外となっておりますので、その他の品目についての拡充は、この点も考慮して品目設定を行う必要があるかと考えております。

また、対象品目の拡充につきましては、その他品目における輸送量の増加につながる販路拡大施策の展開も重要になってくるかと思っているところであります。関係団体と連携を図りながら、奄美群島産加工品の販路拡大に努めてまいりたいと考えております。以上です。

16番（川口幸義君） 部長、この農水産の加工品のね、輸送コスト支援事業というのも、これ、なかなか難しいのね。加工品を送るということは、この加工品については、これもやはりコンテナのいっぱいじゃなければ送りようがないものなのか。もちろんこれは、品物によっては農協を通じて送るとか、水産関係だったら漁協を通じて、個人が漁協に持ち込んで一緒になって送ると、こういうことなんだと思うんですけども、この加工品も、せっかくね、交付金が受けられるようになったんだけど、これが本当にそんだけのものが出来るのか、一体、という心配もありますけど、どうですか。どちらかに力を入れて、現場など回ったりしてみたらどうでしようかね。僕が心配なのは、さっき（1）番で聞かなければならなかつたんですけども、この輸送コストについて、奄美から黒豚など、鹿児島に自腹で黒豚を鹿児島に送って、鹿児島で加工してもらって、また往復運賃を払って頑張っていらっしゃる業者もおるということを考えればね、これ、非常にもったいないなと思っているんですが、どうですかね。

商工観光部長（武下義広君） そのようにですね、まず販路拡大、ある程度出荷をする量がないと、やはりなかなかこれもやれないと。というのは、先ほども申し上げたようにですね、まず宅配は、宅配で送る事業所が結構あります。その宅配の料金につきましては、離島というハンディがないもんですから、それについては鹿児島から送ろうと、奄美から送ろうと、同一料金で送れるということで、宅配についてはそういう差額がないということで、事業所の皆さんにはですね、やはり宅配を利用される事業所が結構多いという状況になっておってですね、その中で、大量にコンテナをつくって送るために、やはり販路、その販路先はですね、大量な品物が要るという条件になればですね、そういうコンテナを使っての業務が出てくるんじゃないかと思うんですが、まだそこまで至っていないというのが現状だということで御理解いただければと思います。

16番（川口幸義君） 交付金はもらいました。しかし、加工品がコンテナいっぱいに出せない。出したとしても、販路が、販路先があるかどうかと、こういった悩みもありますよね。だから、これを何とかね、さっき農林水産物輸送コスト問題の話じゃないけど、この加工品もしかり、何らかの形で、もっとこう拡大解釈をしてね、せっかくいただいた交付金を寝かすわけにまいりませんがね。島の人たちの少しでも力になってあげようと思われるんであれば、やっぱり我々議会も行政と一体となってね、国会議員も一緒になって、やっぱり知恵を出し合わなければダメですね。ただ陳情して、予算だけもらいまして喜んどったって、これ、使い道がなかなかないんですよ、今の状況でこれを見れば。一番使い勝手がいいのは航空運賃だけね、航空路線。これは順調にいっています。だから、農産物については、

なかなか厳しいね。生産者にしても、販路拡大についても、両方ふんづまりだなと僕は思っているんだけど。将来的には何か用途をね、考えて、量的に少なくとも、これに交付金が使えるような形を、やっぱり考えて、交渉を、窓口は国交省や県だから、これをやっぱり動かすような方向付けをしなければいけないと思いますけど、それについて、部長、どのようにお考えですか。

商工観光部長（武下義広君） はい、議員がおっしゃったようにですね、今の制度の中ではなかなか、その販路拡大がないと、なかなかそれにつながっていかないということも、一つの課題があるのかなというふうに考えております。この付近、やはりその販路拡大の応援とかですね、その付近の関係もですね、含めてしっかりと、その付近を検討しながら、ちょっと勉強しながら、ちょっと検討を続けていくんですね、そのような形が必要であればですね、その付近の要望などもやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

16番（川口幸義君） 今後の課題かと思いまして、どうもありがとうございました。

じゃ、次に入りたいと思います。大きな4番、快適な暮らしのまちづくりについて、（1）平松2号線道路改築事業について、伺いたいと思います。

建設部長（保浦正博君） それではお答えします。先日の一般質問、西議員にもお答えいたしましたが、市道平松2号線におきましては、歩道内の安全を目的として、令和2年度、3年度の2カ年で歩道の勾配が急な550メートル区間の整備を計画しております。本年度は測量設計と220メートル区間の整備を予定しております。また、こしゅく第一公園内にバス待合所整備が計画されていることから、本事業においてこしゅく第一公園前のバス停のバス停車帯の整備を検討したいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 今、部長は年内に220メーター、あそこの歩道はですね、私は夕方散歩するところ、傾斜があつてなかなか歩けないわけよ、歩きにくいの。それで車道に出て、いつもあそこを歩くんですけど、どういうわけか5百数十メーターほどありますよね。これが両脇が非常に傾斜がついていて、歩道が歩道をなさない。車道に出て歩いている。非常に危険な状態であつて、初日に西議員がこれもちょっと取り上げておりましたが、彼も中身は僕に聞いてくれと、途中で通過したもんで、私はこれを取り上げておりますけれども、それであれば、2年間で解決はできると、そういう想定でよろしいですかね。もう一回お願ひします。

建設部長（保浦正博君） 私も実際、現場に参りました、歩道を歩いてみました。2メーターの歩道幅員の中で、車道と比べると20センチぐらい勾配がついている。こういう整備になった理由は分かりませんが、とにかくこの区間については歩行者の安全をまず第一に考えて整備を行うということで、こしゅく第一公園の前から小宿の交差点を越えて、平松の公営住宅のところまで550メートル区間ということで考えております。ただいま詳細設計をやっておりますので、今年度分についての220メートルは、何とか年度内での完了をということで考えております。以上です。

16番（川口幸義君） ありがとうございます。それでは（2）番、こしゅく第一公園のバス停整備事業について伺います。予算も計上されていると思いますので、よろしくお願ひします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、こしゅく第一公園バス停の進捗状況ということでお伺いしていますので、進捗状況についてお答えさせていただきます。

こしゅく第一公園バス停整備事業につきましては、昨年10月のバス路線再編に伴い、下方地区にお

ける乗り換え拠点として整備するものでございます。本年度事業費について、923万8,000円を計上しており、現在、設計見積りを行っているところであります、7月に工事発注、11月には完成次第、供用開始を予定しているところでございます。

16番（川口幸義君） 部長ね、この公園バス停整備事業についてね、大変平松の皆さんやら、小宿の皆さん、大変喜んでおりますよ。これね、ここからね、これまでやつたら奄美空港に行くのに、屋仁川のあそこ、旧奄美交通前かな、あそこまで出て来なければ、空港行きのバスに乗れなかつた。その間、皆さん、タクシーに乗つて移動してきていたんです。これからですね、小宿の第一公園前から、空港行きのバスがあるんですよ、始発の。これはありがたいなと、さすが奄美市はやるなと、僕は思つてゐるんですよ。下方地区には5,000人以上の人人が住んでおりますからね、やはりこれは非常に僕はね、ありがたいねと思って、感謝しております。その上に、バス停の上に屋根付きができるということだったら、もう大変ありがたく思つておりますので、ひとつ頑張ってくださいね。よろしくお願ひしますよ。

それでは、（3）番、お達者長寿応援事業について伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。お達者ご長寿応援事業の使用用途の拡大について、お答えいたします。お達者ご長寿応援事業は、本市に居住する75歳以上の高齢者の方を対象に、本市でのバス利用を含め、タクシーや健康施設、入浴施設の利用料金に使用できる年間5,000円分の利用補助券を発行するものでございます。令和元年度の実績では、対象者6,839人のうち、受け取られた方が5,431人と、79.4パーセントの発行率で、発行額は2,715万5,000円となっております。このうち、実際に券を使用した額は2,252万5,000円となっており、発行額に対する使用率は82.29パーセントとなっております。地区別の発行率は、名瀬地区が85.3パーセント、住用地区が59パーセント、笠利地区が59.9パーセントとなっており、地区間で偏りがございます。利用できる交通機関や施設は、全部で20ありますが、住用地区ではしまバス、マングローブパーク、住用奄美体験交流館で利用することができ、笠利地区ではしまバス、三井タクシー、あやまるグラウンドゴルフ、ふれ愛の湯で利用することができます。地区間の発行率の偏りにつきましては、住用地区、笠利地区で利用できる交通機関や施設が少ないことが要因ではないかと分析しております。発行率につきましては、今年度は新型コロナの感染防止のため、ご長寿応援券を郵送する予定としておりますので、ほぼ100パーセント近くになると思いますが、これにより使用率がどの程度になるかは、今年度の状況を注視してまいりたいと考えております。しかしながら、住用地区及び笠利地区では、利用できる機会が少ないとなどが課題であると考えておりますので、利用機会を増やすためにどのような取組が必要か、元気な高齢者の増加及び交通弱者の救済という目的に沿つて、今年度の使用率の状況なども踏まえて、利用できる交通機関や施設の拡大及び利用の仕方など、幅広く検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

16番（川口幸義君） 部長、ありがとうございました。私もね、ひょっとしたらお達者券をもらえるかも分からぬ。それでね、先般、笠利とか住用のお年寄りのいろいろ御意見を伺いましたけれども、特に笠利のおばさんたち、元氣があつてね、この長寿お達者券、5,000円の券をもらうために、名瀬までバスに乗つて行く、そんなあればもう大変だと。車も持たない、車の運転できる人に同乗して行けば、むこうの時間に合わさんと帰れない。かえつてそれをもらうために、大変な苦労があるんだと。彼らの言い分は何でしょうかと聞いたんです。この5,000円の券でAコープに行って、和牛が5,000円買えたらどんなに長生きするだろうと、これもお達者に長生きできるのに、もっと使える方法、用途を役所はで考えられんのかな。こういったことを協議する時は、自分たちも一緒に呼んで入れてほしい。これは切実なね、お年寄りの意見なんですが、行政はどのようにお考えでしょうね。

保健福祉部長（山下能久君） 今、議員のほうから笠利からバスで、このご長寿お達者応援券を取りに来られているという状況の報告がありました。今年につきましては、新型コロナの関係で、全世帯に対し、対象者に対し郵送するということにしております。また、この使用につきましては、要項がございまして、先ほどもございましたが、元気な高齢者の増加及び交通弱者の救済という目的に沿うような形の利用の拡大を、こちらのほうも本市のほうも考えておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

16番（川口幸義君） 私はよく理解できたんですけども、こういう話をもっていったら、なかなか理解しがたいお年寄りはたくさんいる、まあ、わがままでしょうね。バスなんか乗って、自分たちは名瀬まで行ききらんよ。この5,000円のこの券、うな重でも食べられたら、もっと長生きする。こういうことも行政は考えてほしいな。これはむこうのお願い、要望なんだから、私が今回は質問して聞いてみましょうねと、これまた返事を持って行かなければならない。将来的にはこの用途をもっと拡大してね、考えられるかどうかは、今、返事できますかね。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の元気な高齢者を、いかに多くして、元気なまちをつくっていくというのは、市としての将来目標でもございます。この事業を将来的にどうするかにつきましては、先ほどの趣旨にもありましたように、元気な高齢者を育てるといいますか、増加していただくための施策として、今後とも一緒になって協議してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。そのように報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

6月19日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時43分）